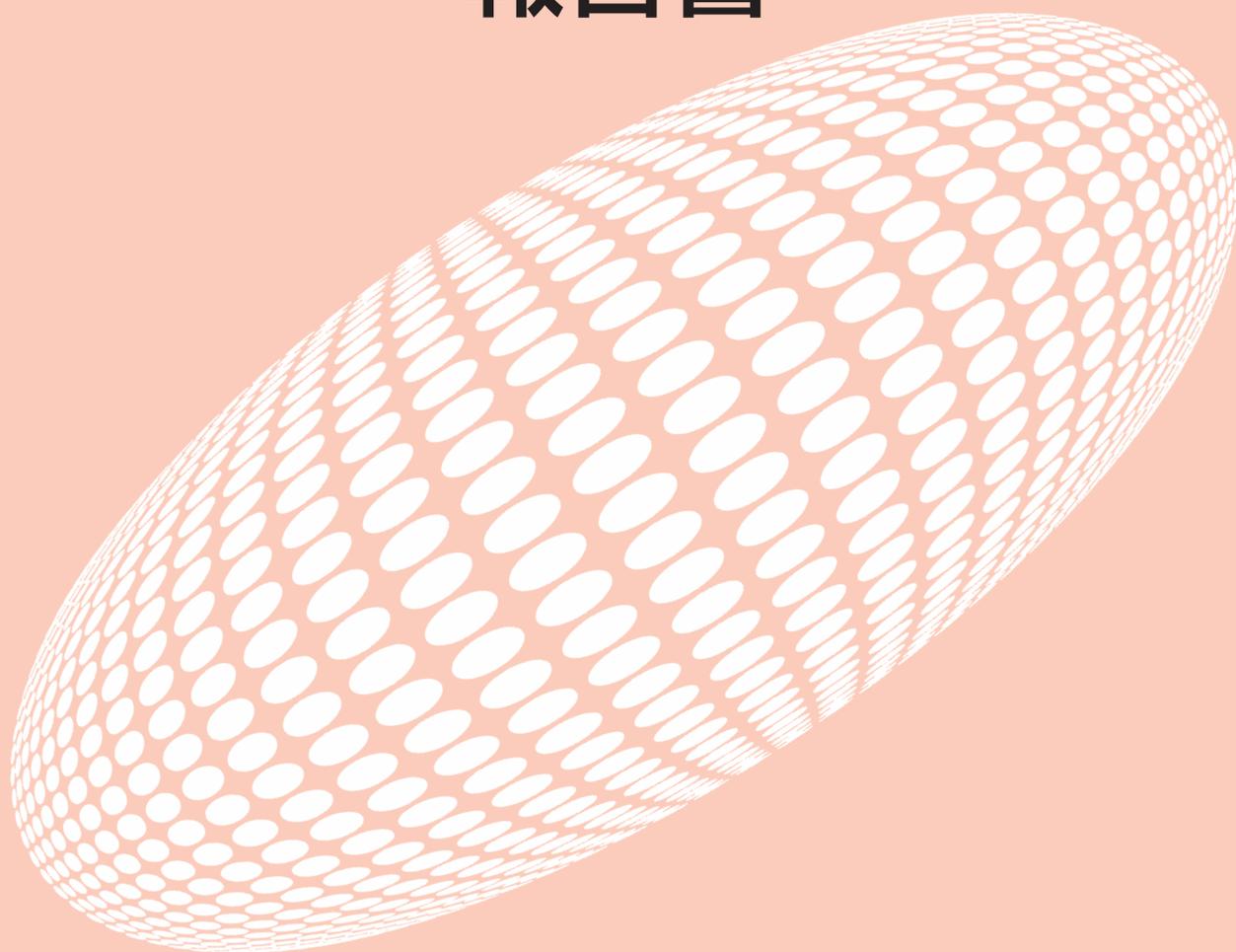


令和3年度
薬局ビジョン実現に向けた
薬剤師のかかりつけ機能強化事業
(令和3年度薬剤師生涯教育推進事業)
報告書



令和4年10月



公益社団法人
日本薬剤師会
Japan Pharmaceutical Association

令和3年度 薬局ビジョン実現に向けた薬剤師のかかりつけ機能強化事業
(令和3年度薬剤師生涯教育推進事業)
報告書 目次

I	事業の概要	1
1.	本年度事業の位置づけ及び目的	1
2.	事業の経過	1
3.	本年度事業の概要	2
4.	事業の全体構想	3
5.	実施体制	5
	(1) 事業担当者	5
	(2) 会議体	5
	(3) 会議の開催状況	6
6.	事業実施期間	6
II	研修プログラムの検討(研修シラバスの改訂)	8
1.	研修シラバスワーキンググループにおける改訂作業	8
2.	「薬剤師のかかりつけ機能強化のための研修シラバス(令和3年度改訂版)」	10
3.	ICTを活用した業務等に係る薬剤師の資質向上	10
III	指導者研修会(次世代薬剤師指導者研修会)の開催	13
1.	指導者研修会の開催方針・枠組みの検討	13
2.	研修会内容の検討(事前課題の設定を含む)	14
3.	都道府県薬剤師会等での取り組みにつなげる方策の検討(事後課題の設定を含む)	15
4.	研修会の開催	16
	(1) 研修会概要	16
	(2) 研修会プログラム及び講師	16
	(3) 研修会の開催	17
	(4) 研修会に関するアンケートの実施	20
IV	都道府県等における研修の実施体制・実施状況及びその効果	23
V	都道府県薬剤師会における研修の状況	25
	(1) 災害時における医療提供体制と薬剤師の役割・活動	25
	(2) 病院や地域におけるチーム医療に必要とされる医療薬学的知識・技術 (臨床検査値を活用した薬学的管理、ポリファーマシー対策)	25
	(3) AMR(薬剤耐性)対策	26
	(4) 薬学的視点による疾病管理と患者アプローチ(EBM等)	26
	(5) エビデンス化の手法(研究計画の立案、計画書の作成)	27
	(6) 薬剤師が伝える性と避妊	27
	(7) 患者情報の継続的な把握と薬学的知見に基づく指導	28
	(8) 成育医療と薬剤師	29
	(9) セルフメディケーションと薬剤師	30
	(10) 医療機関と薬局の連携について	30

(11) 薬剤師をとりまく医療 DX	31
(12) 新型コロナウイルス感染症拡大防止等に資する薬剤師の役割	32
(13) 医療機関と薬局の切れ目のない服薬フォローアップ	32
VI これまでの研修事業を踏まえた今後の取組方策	34
(1) 各都道府県における研修計画のさらなる充実（好事例の活用）	34
(2) 多様な研修提供方法の活用	35
(3) 研修の全国的な実施体制の検討・構築	36
(4) 生涯学習のさらなる推進	36
(5) 薬剤師の資質向上と地域の医薬品提供体制の構築	37
おわりに	37
＜巻末資料＞	
巻末資料 1 令和 3 年度次世代薬剤師指導者研修会 講義資料	39
巻末資料 2 令和 3 年度次世代薬剤師指導者研修会 研修会運営リソース	105
巻末資料 3 モデル事業実施状況	111
巻末資料 4 都道府県薬剤師会における事業成果の活用状況	141

I 事業の概要

1. 本年度事業の位置づけ及び目的

日本薬剤師会は、厚生労働省（医薬・生活衛生局総務課）の「薬剤師生涯教育推進事業」の実施法人として、厚生労働省の実施要綱【資料1】に則り、「令和3年度薬局ビジョン実現に向けた薬剤師のかかりつけ機能強化事業」を計画・実施した。

本事業は、「患者のための薬局ビジョン」（厚生労働省、平成27年10月23日）を踏まえ、薬剤師のかかりつけ機能の強化及び専門性の向上に資する知識・技能の習得、能力の維持・向上、将来の地域の指導的立場を担う若い世代の育成を通じて、患者に提供される医療の向上を目的とする。

また、薬局薬剤師と病院薬剤師が連携・協働し、地域医療の質の向上に向けた実践的な取組に繋がるよう、薬局薬剤師と病院薬剤師の連携（以下「薬業連携」という）を念頭に置いて実施する。

2. 事業の経過

日本薬剤師会は平成29年度、厚生労働省（医薬・生活衛生局総務課）の「薬剤師生涯教育推進事業」の実施法人として、病院や地域におけるチーム医療に貢献する薬剤師の養成に向け、地域の実情に応じた研修の企画・指導や、チーム医療の実践につなげることのできる地域の指導的立場を担う薬剤師（病院・薬局）の育成を行うことを目的とした研修プログラムの検討、指導者研修会（次世代薬剤師指導者研修会）等の研修事業を実施した（以下「29年度事業」という）。

平成30年度においては、29年度事業をさらに発展的に実施するため、薬剤師への研修の実施と都道府県薬剤師会や地域における研修の展開、将来の地域の指導的立場を担う者の育成、薬業連携の推進をパッケージとして「薬局ビジョン実現に向けた薬剤師のかかりつけ機能強化事業」と題し、30年度も29年度と同様、「薬剤師生涯教育推進事業」の実施法人として事業を行った。薬剤師の研修による薬剤師の機能強化・専門性の向上と、実践に繋がる研修の実施による地域医療の質の向上を目的として、「薬剤師のかかりつけ機能の強化のための研修シラバス」の作成、指導者研修会（次世代薬剤師指導者研修会）を実施した（以下「30年度事業」という）。

令和元年度および令和2年度においては、平成29・30年度の事業成果を踏まえ、「薬局ビジョン実現に向けた薬剤師のかかりつけ機能強化事業」を継続実施した。両年度とも「薬剤師生涯教育推進事業」の実施法人として事業を行った。都道府県薬剤師会における事業のさらなる展開を図るため、都道府県薬剤師会の担当者による全国会議を開催し、30年度事業で作成した「薬剤師のかかりつけ機能強化のための研修シラバス」の活用について周知を図った。また、29年度事業、30年度事業に引き続き、指導者研修会（次世代薬剤師指導者研修会）を実施した（以下「令和元年度事業」「令和2年度事業」という）。

3. 本年度事業の概要

これらの事業成果を踏まえ、本年度も、「令和3年度薬局ビジョン実現に向けた薬剤師のかかりつけ機能強化事業」を継続実施した。本年度も厚生労働省「薬剤師生涯教育推進事業」の実施法人として、同事業の実施要綱【資料1】に則り事業内容を検討し、「薬剤師のかかりつけ機能強化のための研修シラバス」の改訂、指導者研修会（次世代薬剤師指導者研修会）の実施、これまでの事業の活用状況の把握と事業の評価を行った。

本年度の研修内容の検討にあたっては、特に以下の内容を強化して計画・実施した。

- ①医療機関と薬局の間で事前の取り決めを結び、医療機関と薬局の薬剤師が連携して処方内容の照会や処方された薬剤の効果・副作用発現状況の把握を効果的に行うための取組み
- ②ICT技術の活用により、患者に対する薬学的管理・指導（薬剤交付後の服薬状況等の継続的な把握を含む）等の対人業務を充実させ、地域における患者への切れ目ない薬物療法を提供するための取組み
- ③新型コロナウイルス感染拡大防止等に資するよう、患者への医薬品やワクチンの適切な情報提供や、多職種との連携体制構築等の感染症対応を学ぶ取組み

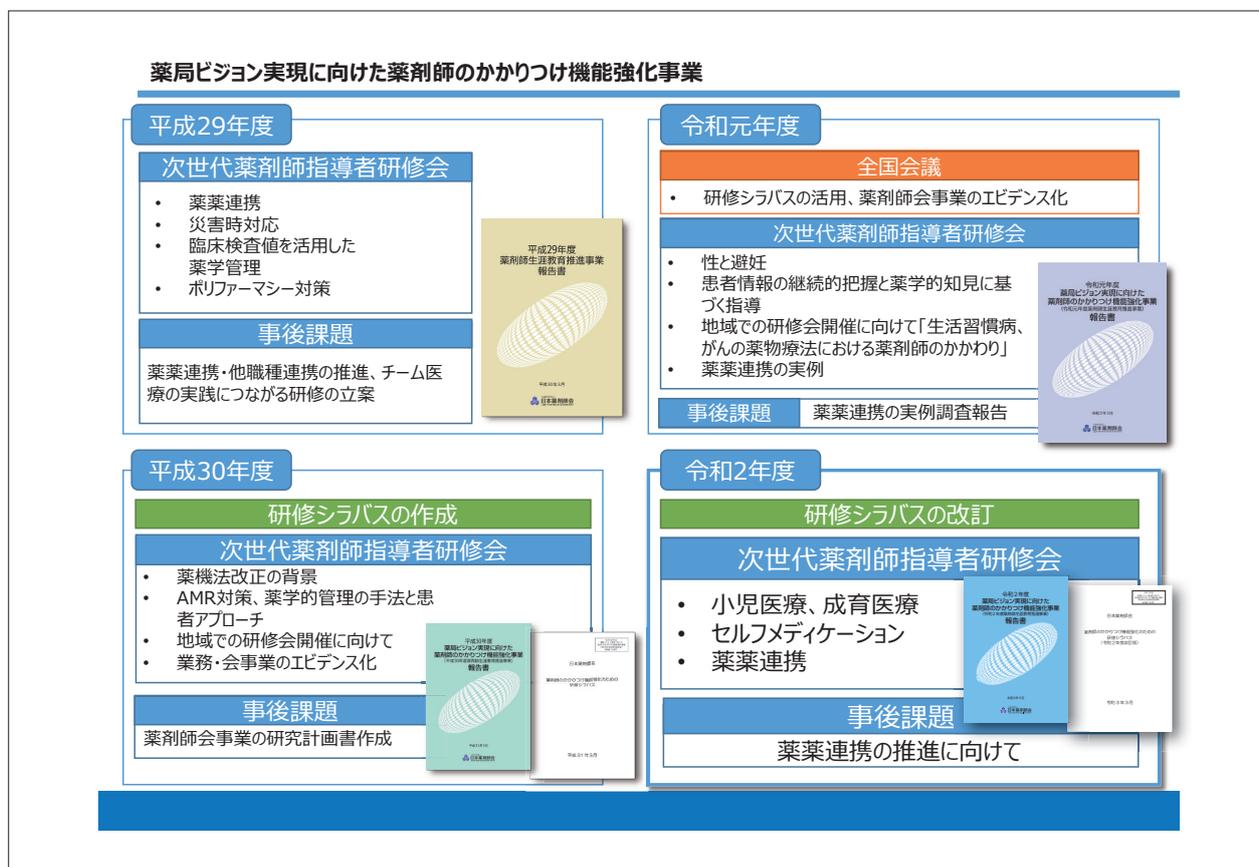


図1 これまでの各年度における事業概要

4. 事業の全体構想

上述のとおり、本会では、薬局ビジョンの実現に向け薬剤師が対人業務に関するかかりつけ機能の強化及び専門性を向上させ、かかりつけ薬剤師としての役割を發揮できるよう都道府県薬剤師会等と連携して事業を行っており、「薬剤師のかかりつけ機能強化のための研修シラバス」の作成・周知や、将来の地域の指導的立場を担う若い世代の育成のための研修会（次世代薬剤師指導者研修会）を行ってきた。

研修シラバスは、薬剤師業務のさらなる充実、かかりつけ機能の向上に繋がる研修内容の指標として作成したもので、令和元年度には「薬剤師のかかりつけ機能強化に向けた全国会議」を開催するなど、都道府県薬剤師会等の研修計画に際して研修シラバスを活用いただくよう周知した。なお、研修シラバスの趣旨は、定まった形式の研修を全国で統一的に実施することを求めるものではなく、研修の実施主体（都道府県薬剤師会等）が各々に計画・実施する研修事業に本シラバスの項目や内容を組み入れ、地域医療の実情に応じた実践力を身につける研修として、研修機会や内容の充実が図られることを目的としたものである。

次世代薬剤師指導者研修会は、地域における研修会の企画実行を担う指導的立場の者としての資質向上や研修方略の習得等を図るとともに、地域における研修において到達目標とする知識・技能レベルや研修イメージの共有等を目的とし、毎年度、研修シラバスを踏まえて時機に応じた研修内容により開催している。内容の企画にあたっては、単に知識の習得にとどまらず、地域におけるチーム医療の推進や薬局薬剤師と病院薬剤師の連携推進を念頭に置いて企画している。

本事業は、研修シラバスと次世代薬剤師指導者研修会を通じて、各都道府県薬剤師会や地域薬剤師会において、実践的な研修や薬剤師会活動等が展開されることまでを含めた構想としている。こうした取り組みにより、「患者のための薬局ビジョン」にも謳われているように、地域包括ケアシステムの中でかかりつけ薬剤師・薬局が、服薬情報の一元的・継続的な把握や在宅での対応を含む薬学的管理・指導などの機能を果たし、薬局薬剤師と病院薬剤師の連携により、外来、入院、在宅医療の移行等に関わらず、継続的な薬物治療のフォローアップ等を行うことにより、地域で暮らす患者本位の医薬分業の実現を目指している。

～薬局ビジョン実現に向けた薬剤師のかかりつけ機能強化事業～ 患者本位の医薬分業の実現に向けて

「患者のための薬局ビジョン」の実現に向けた、薬剤師のかかりつけ機能の強化及び専門性の向上に資する知識・技能の習得、能力の維持・向上

【参考】患者のための薬局ビジョン（抜粋）

(6) かかりつけ薬剤師としての役割の発揮に向けて
薬剤師が、こうした対人業務に関する専門性やコミュニケーション能力を向上させ、かかりつけ薬剤師としての役割を果たせるよう、医療関係団体や学会等が連携をしながら、必要な研修の機会を積極的に提供することが求められる。また、医療機関において、薬局薬剤師が研修を受ける機会が提供されることも重要である。

事業構想

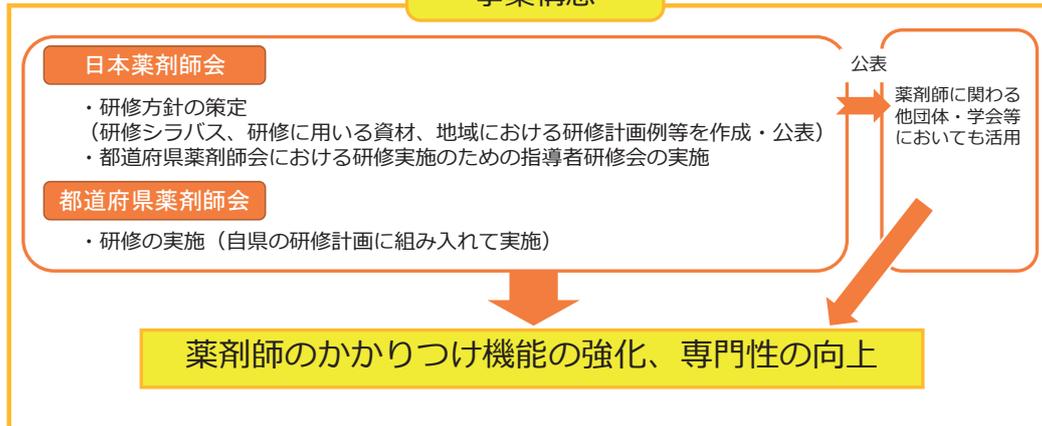
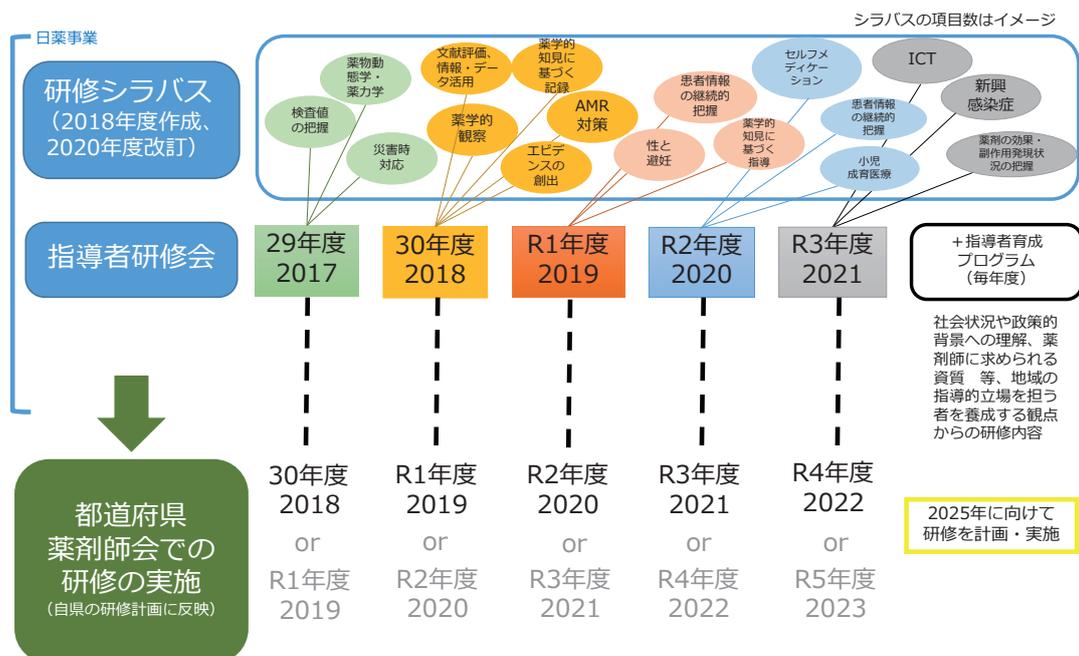


図2 全体構想

都道府県薬剤師会における研修展開イメージ



注：都道府県薬剤師会でのスケジュールは理想的な例示であり、都道府県薬剤師会の実情に応じて実施。

図3 都道府県薬剤師会における研修展開イメージ

5. 実施体制

(1) 事業担当者

担当副会長：○田尻 泰典（副会長 地域医薬品提供体制担当）
 宮崎長一郎（副会長 生涯学習担当）
 川上 純一（副会長 調剤業務担当）

担当常務理事：○豊見 敦（常務理事 地域医薬品提供体制担当）
 ○長津 雅則（常務理事 地域医薬品提供体制担当）
 橋場 元（常務理事 調剤業務担当）
 高松 登（常務理事 生涯学習担当）
 富永 孝治（常務理事 公衆衛生担当）
 荻野 構一（常務理事 地域医薬品提供体制担当）

○：主たる担当者

(2) 会議体

本事業の実施にあたっては、各担当常務理事による「事業実施委員会」を組織し、実施委員会の下に、関係団体・学術関係者等外部有識者からなる「研修実施委員会」を設置し、研修プログラム骨子等の作成等を行った。

さらに、「研修実施委員会」の下には、3つのワーキンググループ（シラバス、ICT、薬薬連携。以下WG）を設置し、研修シラバス改訂に際しての具体的な検討を行った。

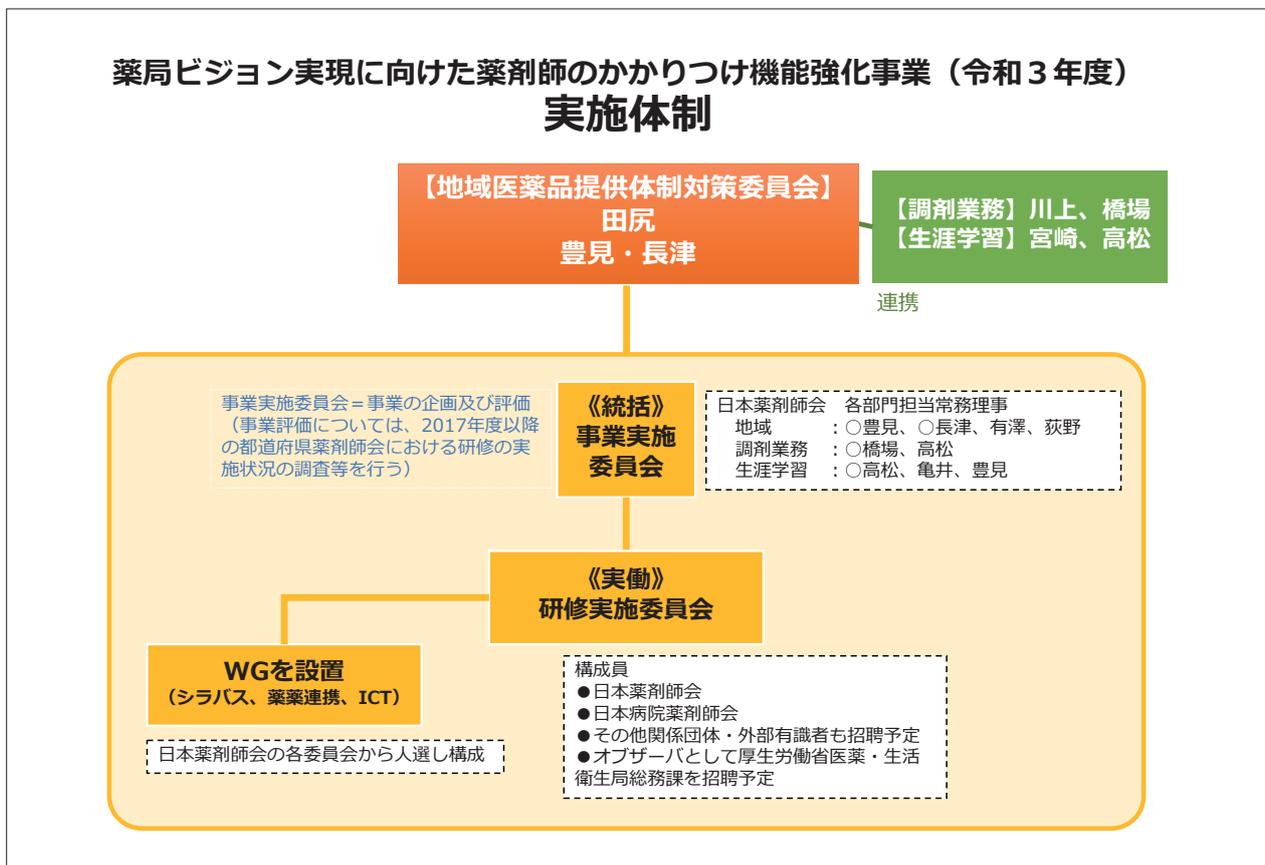


図4 委員会構成図

◆事業実施委員会

構成員：

- 豊見 敦（常務理事 地域医薬品提供体制担当）
- 長津 雅則（常務理事 地域医薬品提供体制担当）
- 橋場 元（常務理事 調剤業務担当）
- 富永 孝治（常務理事 公衆衛生担当）
- 和泉 啓司郎（日本病院薬剤師会 専務理事）

◆研修実施委員会

構成員：

- 高松 登（常務理事 生涯学習担当）
- 豊見 敦（常務理事 地域医薬品提供体制担当）
- 長津 雅則（常務理事 地域医薬品提供体制担当）

◆シラバスワーキンググループ

構成員：

- 高松 登（常務理事 生涯学習担当）
- 豊見 敦（常務理事 地域医薬品提供体制担当）
- 長津 雅則（常務理事 地域医薬品提供体制担当）

◆薬業連携ワーキンググループ

構成員：

- 橋場 元（常務理事 調剤業務担当）
- 高松 登（常務理事 生涯学習担当）
- 豊見 敦（常務理事 地域医薬品提供体制対策担当）
- 長津 雅則（常務理事 地域医薬品提供体制対策担当）
- 荒木 隆一（日本病院薬剤師会 理事）
- 村杉 紀明（日本薬剤師会 地域医薬品提供体制対策委員会委員）

◆ICT ワーキンググループ

構成員：

- 渡邊 大記（常務理事 情報システム検討担当）
- 長津 雅則（常務理事 地域医薬品提供体制対策担当）

(3) 会議の開催状況

会議の開催状況は以下のとおり。会議を開催するほか、必要に応じオンラインによる協議、電子メールによる協議を行った。

①事業実施委員会

令和4年1月5日、25日

②研修実施委員会

令和4年1月5日、25日

6. 事業実施期間

令和4年1月5日～令和4年3月31日

（薬剤師に対する研修実施のための体制整備、薬剤師に対する研修の実施（都道府県薬剤師会等における事業成果の活用）は、本事業実施期間とは関連しない）

薬剤師生涯教育推進事業実施要綱

〔平成22年4月22日付薬食発0422第12号医薬食品局長通知
最終改正：令和3年6月21日薬生発0621第1号〕

1. 目的

医療技術の高度化・専門分化が進展し、一方で少子高齢化に伴い人口構造が変化する中、より良い医療を患者に提供していくためには、薬剤師の機能強化・専門性向上に資するために必要な知識及び技能を習得させる等の生涯教育が重要である。

本事業ではそれらにかかる研修プログラムを作成及び公表することで、地域における薬剤師の生涯研修につなげ、薬剤師の機能強化・専門性向上を図ることを目的とする。

2. 事業内容

薬剤師の機能強化・専門性向上に資するために必要な知識及び技能を習得させる研修プログラムを作成し、研修講師の育成を目的とした当該プログラムに基づいた研修を実施する。また、作成したプログラムについて特定の地域において検討を行い、当該地域での具体的な取組状況を把握すること等により実用性を確認する。その上で、地域における研修の実施のための当該プログラムを公表する。

また、研修内容は、「患者のための薬局ビジョン」及び令和元年12月に公布された改正医薬品医療機器等法の内容を踏まえ、かかりつけ機能を強化するための分野又は高度薬学管理機能に資する薬剤師の機能強化・専門性向上を踏まえた内容とする。

具体的には、

- ① 医療機関と薬局の間で事前の取り決めを結び、医療機関と薬局の薬剤師が連携して処方内容の照会や処方された薬剤の効果・副作用発現状況の把握を効果的に行うための取組、
- ② ICT技術の活用により、患者に対する薬学的管理・指導（薬剤交付後の服薬状況等の継続的な把握を含む）等の対人業務を充実させ、地域における患者への切れ目ない薬物療法を提供するための取組、
- ③ 新型コロナウイルス感染拡大防止等に資するよう、患者への医薬品やワクチンの適切な情報提供や、多職種との連携体制構築等の感染症対応を学ぶ取組

に関する内容を含めること。

なお、公表後は地域におけるプログラムに基づく研修等の実施状況を評価し、その評価結果を踏まえた改善を行う。

3. 実施主体

本事業の実施主体は、別に定める薬剤師生涯教育推進事業実施法人公募要領により採択された法人とする。

4. 実施方法

事業の実施に当たっては、薬剤師の機能強化・専門性向上にかかる研修プログラムを作成するとともに、研修講師の育成を目的とした本プログラムに基づいた研修を実施し、特定の地域において検討を行うなど本プログラムの実用性を確認した上で、地域における実務研修の実施のための本プログラムを公表するものとする。

5. 経費負担等

国は、予算の範囲内で、薬剤師生涯教育推進事業に係る経費について別に定める基準（薬剤師生涯教育推進事業費補助金交付要綱）により補助するものとする。

6. 実施期間

法人採択日 ～ 令和4年3月31日

II 研修プログラムの検討（研修シラバスの改訂）

1. 研修シラバスワーキンググループにおける改訂作業

平成30年度事業において、「薬剤師のかかりつけ機能強化のための研修シラバス」を作成した。本シラバスは、「患者のための薬局ビジョン」（厚生労働省、平成27年10月23日）を実現し地域医療の質の向上を図るため、薬剤師が対人業務においてその専門性等を発揮し、かかりつけ薬剤師としての役割を果たせるよう、関係団体・学会等がこのシラバスを共通の指標として必要な研修機会を提供していくことを期待したものである。

研修シラバスの作成にあたっては、はじめに、「患者のための薬局ビジョン」に描かれたかかりつけ薬剤師・薬局の今後の姿を、【構造・体制（ストラクチャー）】、【行動実績（プロセス）】、【成果（アウトカム）】の3つの要素から検討した（図5）。

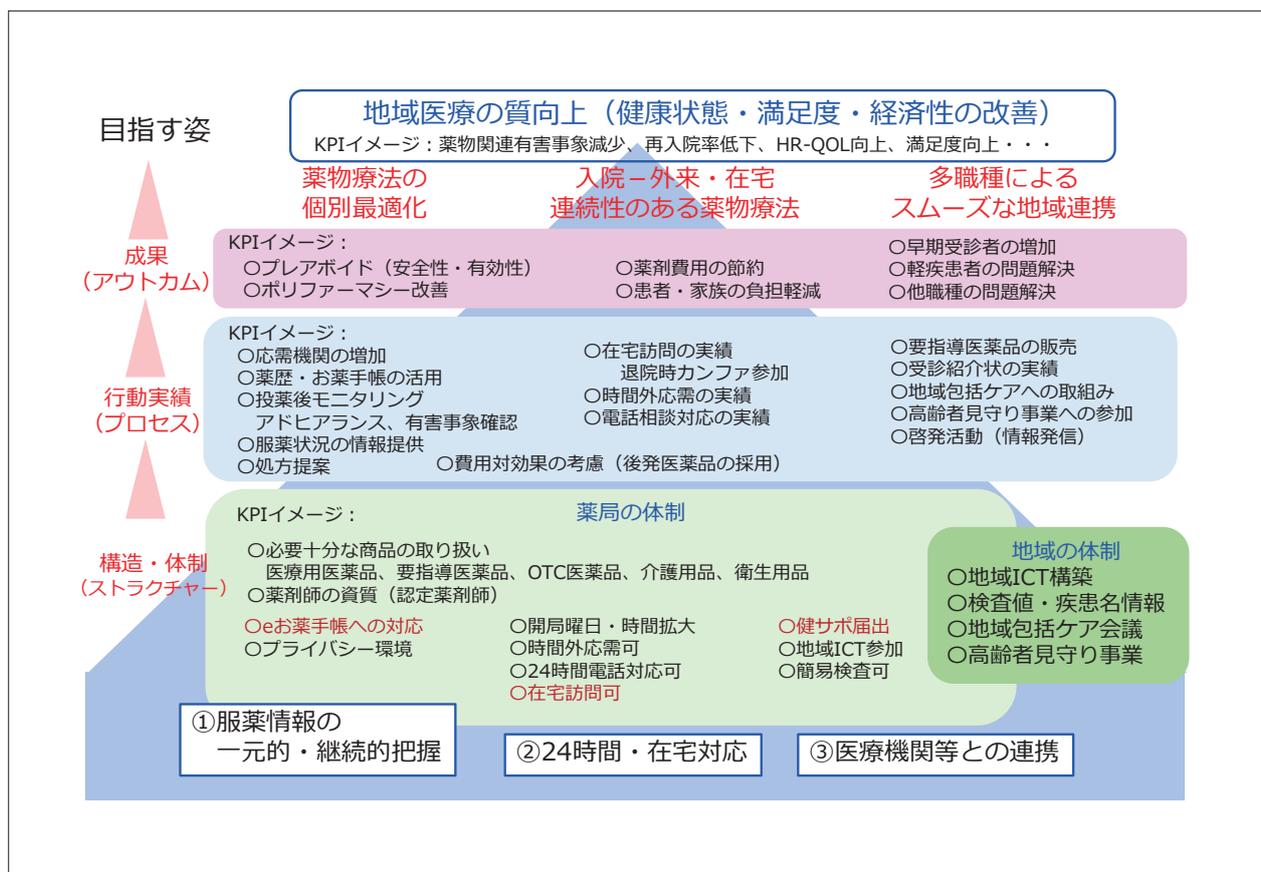


図5 「患者のための薬局ビジョン」実現イメージ

そして、【成果（アウトカム）】に結びつくための【行動実績（プロセス）】の質を高める観点から、かかりつけ薬剤師・薬局の機能と、それを発揮するために必要な資質を強化するための研修のあり方について検討を進め、また今後、患者等のニーズに応じて強化・充実すべき「高度薬学管理機能」や「健康サポート薬局機能」との関連も踏まえて、本「薬剤師のかかりつけ

機能強化のための研修シラバス」を作成した。

本シラバスは、「Ⅰ. 倫理・社会資源の活用」、「Ⅱ. 医療薬学的知識と技能」、「Ⅲ. 疾病特性に基づく薬学的管理・指導の知識と技能」の3章から成り、平成30年度（初版時）においては、Ⅰ章は5項目、Ⅱ章は16項目、Ⅲ章は12項目の計33項目で構成した。

令和2年度は、初版版以降の新たな知見、令和元年の薬機法改正、成育基本法の成立・施行など、薬剤師を取り巻く状況の変化を踏まえ、シラバスに追加すべき分野や内容等について検討を行い、一部改訂を行った。

本年度は、新型コロナウイルス感染症の世界的な流行および医療法の改正により第8次医療計画（2024～2029年度）より医療計画の記載事項に「新興感染症等の感染拡大時における医療」が追加されることを踏まえ、改訂を行った。

改訂内容とその改訂背景・趣旨等は以下のとおり。

■Ⅱ-11 感染対策

令和3年度「薬局ビジョン実現に向けた薬剤師のかかりつけ機能強化事業」において、昨今の新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、「Ⅱ-11. 感染対策」について一部改訂を行った。

新型コロナウイルスについての感染対策は基本的には他の感染症と同じであるが、改訂の経緯としては次のようなことである。

2022年1月5日までに世界で新型コロナウイルス感染が確認された人は約3億人、死亡者は547万人であり、以前のSARSやMERSとは感染性と病原性において明らかに異なるウイルスである。ヒトからヒトへの感染はインフルエンザと同様に咳や飛沫を介して起こり、特に、三密（密閉・密集・密接）での感染拡大が確認されている。高齢者や基礎疾患を持った人では、重症の肺炎を引き起こすことが多いが、10歳から50歳代の人でも呼吸器症状、高熱、下痢、味覚障害等、様々な症状が見られる。一方、健康な人での重症例や死亡例も稀にはあるが確認されている。児童生徒らへの感染も多く確認されているが、軽症もしくは不顕性感染であり、子供を介した家族等への感染拡大が懸念されている。昨今、有効性の高いワクチンが次々と開発され、日本でも多くの人への接種が行われたが、その中でも新しい研究と開発で創薬されたmRNAワクチンの接種が行われたことは、新型コロナウイルス感染症拡大防止における大きな進歩といえる。新たな変異株の出現により、未だ収束の見通しが立たない状況にあるが、人と新型コロナウイルスの共存に向けて、感染防止対策と経済活動・社会活動を同時並行で進めていく必要がある。そのために薬剤師は、ワクチン接種体制への支援、経口治療薬の供給とPCR検査や医療用抗原定性検査キットの検査実施を通じて専門性を発揮し協力すべきである。

現在、シラバスは「Ⅰ. 倫理・社会資源の活用」、「Ⅱ. 医療薬学的知識と技能」、「Ⅲ. 疾病特性に基づく薬学的管理・指導の知識と技能」の3章から成り、Ⅰ章は5項目、Ⅱ章は17項目、Ⅲ章は13項目の計35項目である。

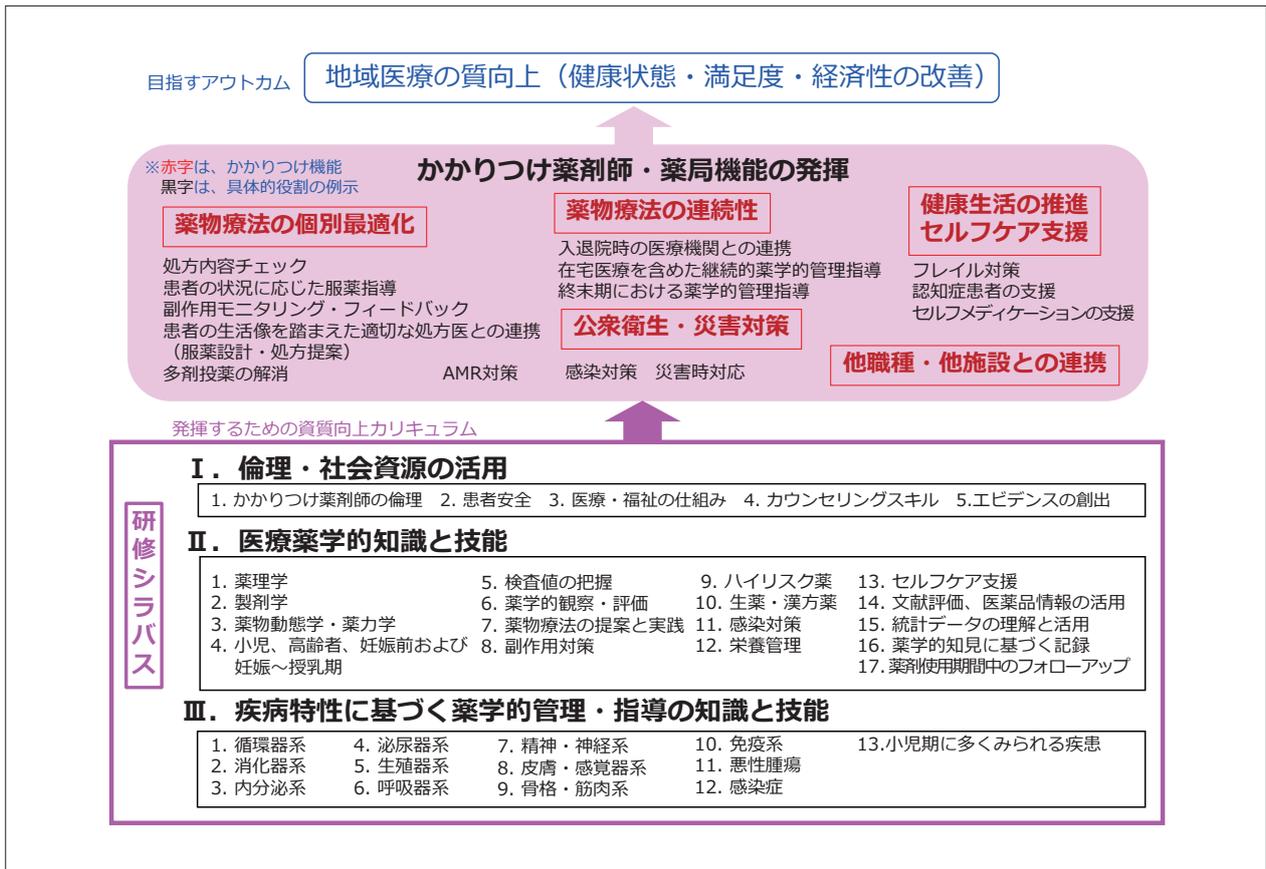


図6 薬剤師のかかりつけ機能強化研修の概要（令和3年度時点）

2. 「薬剤師のかかりつけ機能強化のための研修シラバス（令和3年度改訂版）」

本報告書〈別冊〉のとおり。

3. ICTを活用した業務等に係る薬剤師の資質向上

医療におけるICT化に関しては、データヘルス集中改革プランにおいて、被保険者資格がリアルタイムで確認できるオンライン資格確認が稼働し、薬剤情報等の閲覧が始まり、電子処方箋の導入、電子お薬手帳とのデータ連携等が順次進められている。薬剤師業務におけるICTの活用については、令和3年6月30日に公表された、薬剤師の養成及び資質向上等に関する検討会とりまとめにおいても今後の課題として指摘されているところであり、医療機関・薬局の別を問わず全ての薬剤師にとって喫緊の課題である。

こうしたことから、本年度の事業実施要綱【資料1】において、研修内容に「ICT技術の活用により、患者に対する薬学的管理・指導（薬剤交付後の服薬状況等の継続的な把握を含む）等の対人業務を充実させ、地域における患者への切れ目ない薬物療法を提供するための取組み」を含むものとされている。

日本薬剤師会においては本年度、厚生労働省「令和3年度薬剤師の資質向上に向けた研修に係る調査・検討事業（ICTを活用した業務等に係る薬剤師の資質向上）」（以下、「ICT研修事

業)の実施法人として、ICT技術を活用した薬剤師業務の充実のための研修プログラムの検討を行い、「研修項目」「学ぶべき事項」「達成目標」を示すとともに、プログラムに沿った研修資料(e-ラーニングコンテンツ)を作成した。研修資料は令和4年度より公開される予定である。

本年度の事業実施にあたっては、ICT研修事業において検討したプログラムを踏まえ、研修シラバスとの関連や指導者研修会の内容を検討した。ICT研修事業において学ぶべき事項等の設定を行ったため、本年度の研修シラバスの改訂には「ICTの活用」の項目を含めていないが、薬剤師が学ぶべき内容として、研修シラバスに当該事業における研修プログラム・研修資料を作成したこと及び公開予定を示している。

ICT研修事業で作成した研修プログラムは資料2のとおり。

資料2 薬剤師 ICT 研修プログラム

厚生労働省「令和3年度薬剤師の資質向上に向けた研修に係る調査・検討事業（ICTを活用した業務等に係る薬剤師の資質向上）」より

薬剤師 ICT 研修プログラム

分類	研修項目	学ぶべき事項	達成目標
総論	薬剤師を取り巻く今後のICT化について	<ul style="list-style-type: none"> ●医療ICT化に関する全体像・相互関係(※) ※現在、医療におけるICT化に関しては、データヘルス集中改革プラン等に基づきオンライン資格確認が稼働し、本基盤の活用により、今後、薬剤師業務に深く関連する薬剤情報等の閲覧、電子処方箋の導入、電子版お薬手帳とのデータ連携等が順次進められている。さらには地域医療情報連携ネットワークへの参画、活用による薬剤師業務の質的向上も求められる。これらのテーマについて、全体像・相互の関係などについて学ぶ。 	<ul style="list-style-type: none"> ●データヘルス集中改革プランについて理解する。 ●ICT化に関連する全体像について、導入スケジュールや相互の関係を理解する。 ●薬剤師としての視点から、どのような情報を把握し、それにより対人業務(かかりつけ薬剤師・薬局)の質の向上をさせることや、その上で判断していく責任を理解する。
総論	医療情報システムの安全管理について	<ul style="list-style-type: none"> ●薬局内におけるICT化を進めていく上での医療情報システムの安全管理に関する基本的な考え方 	<ul style="list-style-type: none"> ●医療における個人情報/セキュリティについて理解する。 ●医療情報システムの安全管理上の基本的な考え方・留意点について理解する。 ●医療情報システムの薬局等における安全管理責任等について理解する。
各論	オンライン服薬指導について	<ul style="list-style-type: none"> ●制度の概説、関係法規・通知 ●患者情報の取扱いやセキュリティ上の観点等からの留意点 ●薬剤師業務の質的向上や有効な活用方策 	<ul style="list-style-type: none"> ●オンライン服薬指導の制度について理解する。 ●オンライン服薬指導を利用する上での留意点・意識する点について理解する。

			<ul style="list-style-type: none"> ● オンライン服薬指導システムの有効な活用方策等について理解する。
各論	オンライン資格確認について	<ul style="list-style-type: none"> ● 被保険者資格の確認を行う基本機能とその実務上の取扱い ● 薬剤師業務の質的向上や有効な活用方策（薬剤情報の閲覧に関しては、ソース（レセプト情報）の特性等を理解した上での活用） ● 今後、活用されていく本基盤が持つ意義 	<ul style="list-style-type: none"> ● オンライン資格確認の制度について理解する。 ● オンライン資格確認を利用する上での留意点・意識する点について理解する。 ● オンライン資格確認システム（薬剤情報の閲覧を含む）の有効な活用方策等について理解する。
各論	電子処方箋について	<ul style="list-style-type: none"> ● 処方箋を電子化する（電磁的に取扱う）ということのイメージ ● 真正性を担保する患者情報の取扱いに係る留意点 ● 処方情報、調剤情報の共有のされ方、その情報の活用方法（特に、重複投薬のチェック、電子版お薬手帳との連携やすみわけを踏まえた薬剤師業務の質的向上等を含む。） 	<ul style="list-style-type: none"> ● 電子処方箋管理サービスの仕組みについて理解する。 ● 処方箋を電子的に扱うことやそれに伴う情報をどのように扱うのか、またその上での留意点・意識する点について理解する。 ● 電子処方箋の仕組みにより可能となる機能（重複投薬のチェックや電子お薬手帳との連携を含む）を有効に活用する方策等について理解する。
各論	電子版お薬手帳について	<ul style="list-style-type: none"> ● 電子版お薬手帳の仕組み（各アプリと相互閲覧） ● 紙のお薬手帳との違い ● 患者情報の取扱いやセキュリティ上の観点 ● 薬剤師業務の質的向上や有効な活用方策（今後の電子処方箋やマイナポータルとの連携、オンライン資格確認で提供される薬剤情報との違いや適切な使い分け等を含む。） 	<ul style="list-style-type: none"> ● 電子版お薬手帳全体の仕組みについて理解する。 ● 電子版お薬手帳と紙のお薬手帳の違いについて理解する。 ● 電子版お薬手帳を利用する上での留意点・意識する点について理解する。 ● 電子版お薬手帳で扱う情報とオンライン資格確認等で扱う情報との違いを理解する。 ● 今後のマイナポータルとの連携による電子版お薬手帳の活用について理解する。
各論	医療 ICT に対応していく薬局業務	<ul style="list-style-type: none"> ● その他、最近の薬剤師を取り巻く ICT 化の動き等とともに、今後、医療の質向上の観点から医療 ICT 化に対応していく重要性について（※） <p>※最近の ICT 化に関する動き等の例としては以下のようなものがある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 薬機法改正等における制度上の ICT 化に関連して「添付文書の電子化」「医療安全・トレーサビリティ向上のための GSI コードの活用」など ■ 今後急速な普及が見込まれるものとして「デジタルメディシン」など 	<ul style="list-style-type: none"> ● 今後の薬局業務・薬剤師業務について、医療の質向上の観点から医療 ICT 化に対応していく重要性について理解する。 ● その他、薬局・薬剤師に関わる様々な医療 ICT に関する動きについて理解する。

Ⅲ 指導者研修会（次世代薬剤師指導者研修会）の開催

1. 指導者研修会の開催方針・枠組みの検討

指導者研修会は、地域における事業の企画実行を担う指導的立場の者としての資質向上や研修方略の習得等を図るとともに、地域における研修において到達目標とする知識・技能レベルの共有等を目的として開催している。

また、指導者研修会の開催方針及び枠組み（名称・日程・受講者等）は昨年度事業からの継続性を考慮しつつ、以下のような点に考慮して決定した。

〈名称〉

指導者研修会の趣旨及び昨年度からの継続性を考慮し、「次世代薬剤師指導者研修会」とした。

〈日程〉

研修時間が確保でき、かつ、薬剤師が参加しやすい祝日に設定することとし、2月11日（金・祝）とした。

〈内容〉

指導者研修会のプログラムには、薬剤師を取り巻く医療DX、新型コロナウイルス感染拡大防止等に資する薬剤師の取組および社会のニーズに応えるために今後の取り組みに関する内容を含めることとした。

これらのプログラムを受講することにより、地域における薬局ビジョンの実現に向けた取り組みや地域における薬薬連携など、地域の指導的立場を担い、地域医療のより一層の充実につながることででき得る薬剤師の育成を目指した。

薬局と医療機関が連携した継続的な薬物療法の支援、生活を支える視点での患者のサポートの実践につなげられるよう、例年同様、日本病院薬剤師会の協力を得ながら企画した。

研修内容の詳細は本報告書【Ⅲ-2】のとおり。

〈受講者〉

指導者研修会の受講者は、これまでと同様に原則40歳代までの薬剤師とした。これは、「患者のための薬局ビジョン」が示す理念等を踏まえ、地域包括ケアシステムの実現（2025年目途）を見据えながら、地域の医療政策の変化や将来構想などの政策的背景も考慮した上で、将来の指導的立場を担う若い世代を牽引していく者の育成という点を考慮したものである。

また、プログラム中に入退院時の薬薬連携を含むことから病院薬剤師及び薬局薬剤師のバランスを考慮した。

募集方法は、都道府県薬剤師会からの推薦枠（病院薬剤師・薬局薬剤師各2名以上を原則）及び一般受講者（若干名）とした。

〈開催方式〉

新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、本年度の指導者研修会は、運営スタッフ及び講師による中央会場（配信会場）から、受講者自身の勤務先・自宅等で受講する方法で実施した。あわせて、できるだけ多くの薬剤師の受講が可能となるよう、各都道府県薬剤師会からの参加枠を4名に拡大した。

これらの開催方針・枠組みを決定した上で、担当役員を中心として事業実施委員会にて研修会プログラムを検討した。

2. 研修会内容の検討（事前課題の設定を含む）

検討委員会において、具体的なプログラムの検討を行った。

受講者には、研修内容の理解をより深めるとともにグループワークや討議がスムーズに行えるよう、事前課題を課すこととした。事前課題には、循環器病対策推進基本計画（令和2年10月）、各県の医療計画における脳卒中、心血管疾患に関する記載および日本循環器学会学会のガイドラインを挙げ、受講者の受講前の情報レベルを一致させることを目的とした。

テーマ	薬剤師を巡る状況（各論、最近のトピックス）
ねらい	<ul style="list-style-type: none">・薬剤師を巡る様々な課題の中で薬剤師が求められる役割を理解し、業務に活かせる知見を得る。・対人業務の充実、継続的な薬学管理に資する医療DXについて、薬剤師をとりまく環境がどのように変わって行っているのか、最新の情報を理解し、今後の各県での対応に向けた検討材料を学ぶ。・新型コロナウイルス感染拡大防止等に資するよう、これまでの薬剤師の取り組みを振り返り、社会のニーズに応えるために今後の取り組み、あるべき方向性を理解する。・第8次医療計画に新興感染症が追加され、5疾病6事業となることを踏まえ、地域の医薬品提供体制・医療提供体制における薬剤師や役割や業務を理解できる。
形式	講義

テーマ	各地域での連携に向けて
ねらい	<ul style="list-style-type: none">・各地域での連携体制整備を目的に、各都道府県における医療計画の概要を理解し、「脳卒中・循環器病対策基本法」「循環器病対策推進基本計画」の中での薬剤師の役割を考える。・心不全を題材に、脳卒中・循環器病対策における生活習慣病の管理の重要性を学び、これに薬剤師がかかわる必要性を理解する。・心不全の治療・リハビリテーションの過程において、医療機関と薬局の薬剤師が連携して処方内容の照会や処方された薬剤の効果・副作用発現状況の把握を効果的に行うための取組について学ぶ。
形式	講義、グループ討議

次世代薬剤師指導者研修会 受講者事前課題

- ・循環器病対策推進基本計画（令和2年10月、厚生労働省）

<https://www.mhlw.go.jp/content/10905000/000688415.pdf>

- ・ご自身の都道府県医療計画における脳卒中、心血管疾患に関する記載
- ・知っておきたい心不全のいろは～心不全患者さんとご家族の安定した生活のために～（日本

循環器協会監修)

<https://heart-failure.jp/index.html>

・日本循環器学会／日本心不全学会合同ガイドライン 2021年JCS/JHFS ガイドライン フォーカスアップデート版 急性・慢性心不全診療

https://www.j-circ.or.jp/cms/wp-content/uploads/2021/03/JCS2021_Tsutsui.pdf

※上記のうち第1, 2, 3, 7章

指導者研修会プログラムと研修シラバスの関連を図7に示す(図中、緑枠囲みの項目が今回の指導者研修の内容である。)

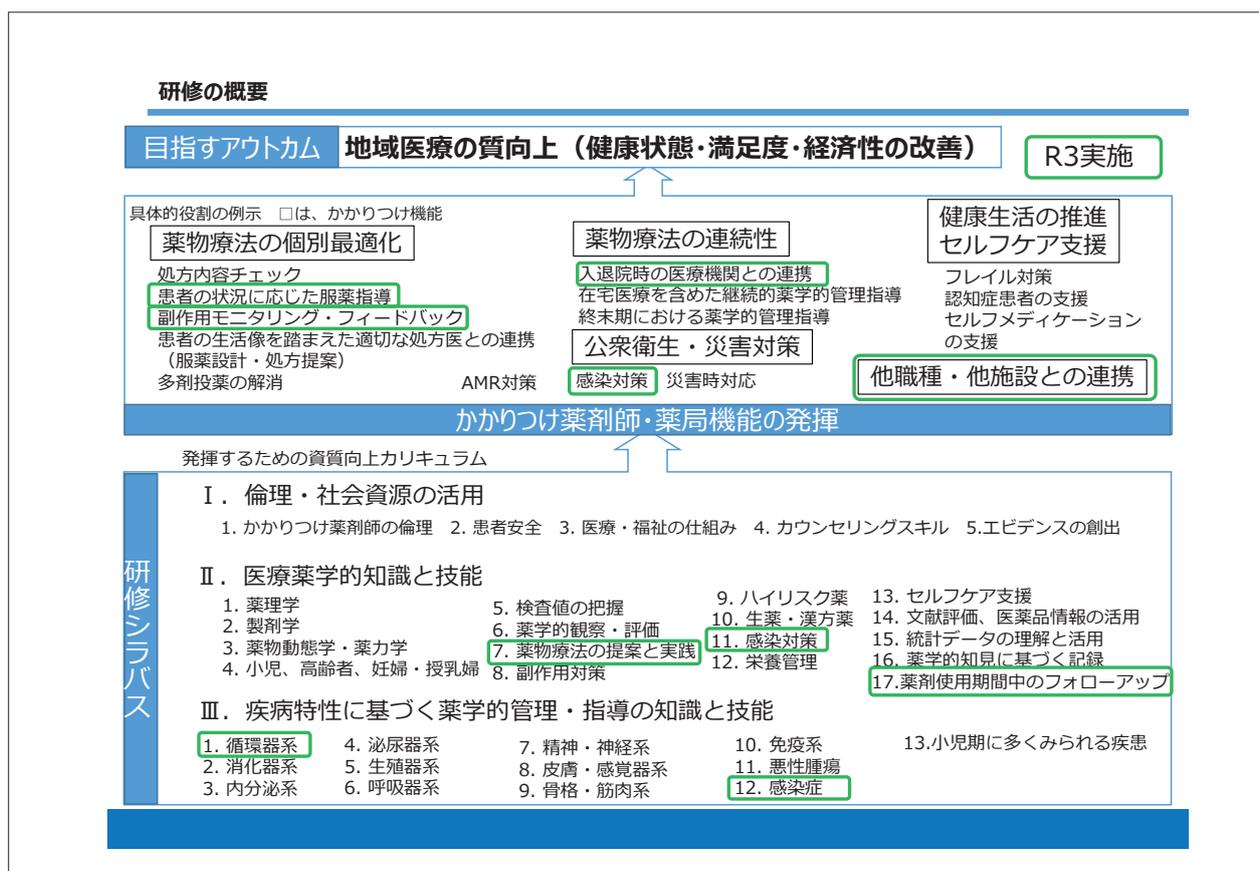


図7 研修シラバスと指導者研修会プログラムの関連

3. 都道府県薬剤師会等での取り組みにつなげる方策の検討 (事後課題の設定を含む)

指導者研修会を都道府県薬剤師会等での取り組みにつなげるため、昨年度と同様、受講者への事後課題を課すこととした。グループ討議で記載した「グループ討議記載用紙」を完成させ、都道府県薬剤師会にも報告の上、都道府県薬剤師会としての計画に反映することを目的とした。

研修会プログラムでは、病院薬剤師・薬局薬剤師それぞれの立場から、地域における連携の理想的な姿やその実現のためのステップについての講義を行ったことを踏まえ、事後課題として受講者にグループ討議記載用紙の提出を求めた【巻末資料1】。

4. 研修会の開催

(1) 研修会概要

■研修会名称：

次世代薬剤師指導者研修会

■目的：

都道府県薬剤師会における指導的立場を担う者の資質向上や、研修シラバスに基づき実施する地域での研修の方略や知識・技能を共有することにより、薬剤師のかかりつけ機能の強化及び専門性の向上に資する知識・技能の習得、能力の維持・向上を目的とする。

■主催：

公益社団法人 日本薬剤師会

■日時：

令和4年2月11日（金・祝）

■会場：

TKP 市ヶ谷カンファレンスセンター ホール3F
東京都新宿区市ヶ谷八幡町8番地 TKP 市ヶ谷ビル

(2) 研修会プログラム及び講師

事業実施委員会やワーキンググループでの検討の上、決定されたプログラム及び講師は以下のとおり（敬称略）。時間割等については研修会プログラムを参照【資料3】。

	演題	講師
趣旨説明	本事業の趣旨説明	豊見 敦 (日本薬剤師会 常務理事)
講義1	薬剤師をとりまく医療 DX	渡邊 大記 (日本薬剤師会 常務理事)
講義2	新型コロナウイルス感染症拡大防止等に資する薬剤師の役割	富永 孝治 (日本薬剤師会 常務理事)
事前レクチャー	グループ討議に係る事前レクチャー	荒木 隆一 (日本病院薬剤師会 理事)
講義3	実践！服薬フォローアップ ～切れ目のない心不全対策を目指して～	淡海医療センター薬剤部 大橋 泰裕
グループ討議1	情報連携の実践に向けて	村杉 紀明 (日本薬剤師会 地域医薬品提供体制対策委員会)
グループ討議2	各地域の連携に向けて	

(3) 研修会の開催

都道府県薬剤師会から推薦された受講者と一般受講者が研修会を受講した。受講者数は以下のとおり。

都道府県薬剤師会推薦枠 160名

一般募集 3名

計 163名 【資料4】

研修会はプログラムどおりに進行した。地域のチーム医療の実践につなげるという事業目的に鑑み、原則、県ごとのグループ分けとしたグループワークでは受講者による活発な議論が交わされた。各講義資料は【巻末資料1】のとおり。

また、最大4名としたところ、自主的に都道府県薬剤師会会館等に集合し、Web配信を同時に聴講し、対面でグループワークを行った都道府県薬剤師会もあった。

全員が全日程を受講し、163名に次世代薬剤師指導者研修会の修了証を後日交付した。

研修会の運営リソース等については【巻末資料2】のとおり。



研修会の様子

資料4 出席者名簿

令和3年度薬局ビジョン実現に向けた薬剤師のかかりつけ機能強化事業
次世代薬剤師指導者研修会

日 時：令和4年2月11日（金・祝）12：00～16：40
場 所：TKP市ヶ谷カンファレンスセンターより全国に配信

※敬称略

番号	都道府県	氏名	所属	役職	氏名	所属	役職
01	北海道	地主 隆文	病	病診委員会委員	浅野 造郎	薬	
		前川 真吾	薬				
		坂井 義人	薬	常務理事	柿本 拓二	薬	理事
02	青森	西原 大介	薬	理事	上田 寿夫	病	理事
		石澤 徳子	病	生涯学習委員会委員			
		八巻 貴信	薬	副会長	高橋 めぐみ	病	理事
03	岩手	佐々木 宣好	病	理事	村上 俊介	薬	
		柳葉 美久	薬	理事	日野 一樹	薬	理事
04	宮城	千葉 貴志	病	県病院薬剤師会理事	菅原 浩介	病	
		藤原 洋之	病		堀野 玄	薬	
05	秋田	加藤 甫	薬				
		山口 貴史	薬	広報委員会委員	高井 啓一	薬	生涯学習・研修委員会委員
06	山形	石川 大介	病		庄司 純将	病	
		濱田 雅博	薬	常務理事/職能・生涯教育委員会委員長	川越 健司	薬	職能・生涯教育委員会副委員長
07	福島	木元 順子	病	県病院薬剤師会相双支部長	花房 善子	病	
		坂本 岳志	薬	地域医療委員会委員	大高 諒平	薬	地域医療委員会委員
08	茨城	野口 洋子	薬	地域医療委員会委員	花香 淳一	病	
		加藤 誠一	薬	理事	塩野入 洋	薬	理事
09	栃木	菅原 健一	病				
		高野 由博	薬	常務理事	門下 鉄也	薬	教育研修委員
10	群馬	橋場 弘武	病	県病院薬剤師会社員	大林 恭子	薬	教育研修委員
		友成 康二	薬	生涯学習・学術委員会委員	猪股 鉄也	薬	地域医療推進委員会委員
11	埼玉	栗原 杏介	病		清水 裕	病	
		竹田 恒一	薬	理事	田中 得貴	病	
12	千葉	伊藤 威	薬	理事	和田 早也乃	薬	理事
		松本 雄介	病	理事	小林 秀樹	病	病院薬剤師会業務課副委員長
14	神奈川	親松 隆浩	病		金田 昌之	病	
		野田 和多流	薬	医療・介護保険委員	露木 聡史	薬	医療・介護保険委員
15	新潟	桂 重之	薬	常務理事	清水 真由子	薬	理事
		渡部 学	病	理事			
16	富山	前田 憲邦	薬	薬局機能委員会委員長	鶴居 勝也	病	
		安吉 万里子	薬	理事	館谷 伸貴	薬	理事
17	石川	平嶋 啓一郎	薬		兼田 史生	薬	
		板井 進悟	病		島崎 沙織	病	
18	福井	前田 康裕	病	理事/かかりつけ機能強化特別委員会委員長	大西 香織	薬	かかりつけ機能強化特別委員会委員
		飯野 智	薬	理事	岡 裕介	薬	生涯学習委員
19	山梨	清水 誠	薬	情報学術委員	寺澤 雅治	薬	情報学術委員
		網野 一真	病	情報学術委員			
21	岐阜	古谷 一平	病		中田 裕介	薬	理事
		鈴木 成美	薬				
22	静岡	松永 敏広	薬	理事	林 豊	病	理事
		加藤 湖美	薬	理事	山田 英夫	薬	理事
23	愛知	横田 学	病	理事	永井 孝正	病	
		水谷 真典	薬	副会長	高井 靖	病	理事
24	三重	清川 嗣晃	薬	理事	中村 友喜	病	理事
		永井 智宏	薬	常務理事			
25	滋賀	芝原 由典	薬	理事	楠川 侑吾	病	病院診療所薬剤師部会「連携支援WG」
		宮田 憲一	薬	常務理事	山原 大輝	薬	理事
27	大阪	岡村 武	薬	理事	村上 翔梧	病	
		碓井 裕恵	薬	県薬剤師会理事	松田 典子	薬	県薬剤師会理事
28	兵庫	瀬中 努	病	県病院薬剤師会理事	辻井 聡容	病	県病院薬剤師会先進的薬剤業務特別委員会委員
		楠本 真也	薬	理事	岡田 和也	薬	
30	和歌山	坂東 幹彦	薬	常務理事			
		油谷 草吉	薬	東部支部 理事	忌部 義夫	薬	中部支部 理事
31	鳥取	神庭 隆	薬		金田 達也	病	西部支部 副支部長
		園山 智宏	病	県病院薬剤師会理事	今井 孝	病	
32	島根	山田島 智治	薬	県薬剤師会専務理事	土井 陽香	薬	
		田原 和子	薬	次世代薬剤師育成委員	安藤 富美	薬	次世代薬剤師育成委員
34	広島	大東 敏和	病		谷保 智美	病	
		秋本 伸	薬	常務理事	山田 真弘	薬	
35	山口	内田 一成	薬	理事	大坪 泰昭	薬	理事
		土井 健藤	病	理事	山本 和宜	病	理事
36	徳島	櫻田 巧	病		萬玉 佳代	薬	
		正木 雅泰	薬	理事	伊勢 佐百合	薬	副会長
37	香川	原 文晴	薬	理事	松原 加奈	薬	理事
		中山 順子	病		小畑 雅彦	病	
38	愛媛	谷 康平	薬	かかりつけ薬局委員	永末 香代	薬	かかりつけ薬局委員
		坂本 裕哉	病		近藤 慎吾	病	
39	高知	伊藤 悠人	薬	理事	戸田 憲	薬	理事
		色岡 俊明	病		胎中 博行	病	
40	福岡	藤浦 大介	薬	理事	永原 一史	薬	理事
		北口 大介	薬	委員	有吉 ちさと	病	委員
41	佐賀	緒方 健二	病	広報委員会委員	高祖 仁志	薬	総務・財務委員会委員
		佐田 泰章	薬	医療安全委員会委員	北島 孝臣	薬	研修委員会委員
42	長崎	宮崎 彰宣	薬	常務理事	寺田 義和	薬	理事
		中村 三喜雄	薬	理事	櫻詰 洋哉	病	
43	熊本	久保田 忍	薬	理事	畑本 慶太	病	理事
		佐藤 良太郎	薬	生涯学習委員会委員	原田 義文	薬	地域医療委員会委員
44	大分	江口 博史	薬	薬学生涯委員会委員	安東 周志	薬	若手薬剤師部会委員
		河村 聡志	病				
45	宮崎	池田 龍二	病	副会長	落合 晋介	薬	理事
		関屋 裕史	病	医療分業対策委員	櫻園 真	薬	医療保険委員
46	鹿児島	田中 李明	薬	常務理事	松原 佳代子	病	理事
		磯脇 圭子	薬	薬局機能委員会委員	鎌田 隆司	薬	健康増進委員会委員
47	沖縄	上原 卓朗	薬	理事	鈴木 毅	病	
		喜友名 朝史	薬		上川畑 剛	薬	

日本薬剤師会	
会長	山本 信夫
副会長	田尻 泰典
常務理事	豊見 敦
常務理事	長津 雅則
常務理事	渡邊 大記
常務理事	高松 登
常務理事	富永 孝治
常務理事	橋場 元
常務理事	荻野 横一
地域医療推進体制構築委員会	村杉 紀明

日本病院薬剤師会	
専務理事	和泉 啓司郎
理事	荒木 隆一

一般募集	
北海道	病 濱谷 忠佑
千葉	薬 小沢 好貴
神奈川	薬 古平 圭吾

(4) 研修会に関するアンケートの実施

研修効果の測定、研修プログラムの評価を目的として、研修会後に Web で受講者アンケートを実施した。

結果は以下のとおり。

■回答率

18.4% (30 / 163 人)

■勤務先比率

薬局が 73.3%、病院が 26.7%であった。

■基本情報

年齢比率：30代が 36.7%、40代が 40%。50代の受講も 23.3%あった。

■受講者アンケート結果

[1] 本研修会への参加理由 (複数回答可)

都道府県薬剤師会等からの推薦があった 100%、地域の研修の企画・指導に役立てたいから 33.3%、地域の指導的立場として活動していくため 13.3%、薬局ビジョンの実現に向けた行動を進めたいから 13.3%であった。

[2] 研修会運営・内容

本研修会運営等については、次のとおりの回答結果であり、「適切」若しくは「はい」との回答が多くを占めた。

質問内容	「適切」もしくは「はい」	どちらともいえない	「不適切」もしくは「いいえ」
研修会全体の時間の長さ	70%	20%	10%
研修の流れ (進行)	96.7%	3.3%	—
グループ討議にスムーズに参加できましたか	90.0%	10.0%	—
日頃の業務に活かせそうですか	93.3%	6.7%	—
地域での実践に活かせそうですか	73.3%	23.3%	3.3%
地域での薬薬連携に活かせそうですか	90.0%	10.0%	—

[3] 各セクションの設定された「ねらい」の達成度

本研修会で各セクションに設定した「ねらい」の達成度については、次のとおりの回答結果であり、自己評価では「できた」「ある程度できた」との回答が多くを占めた。

できた	ある程度できた	あまりできなかった
16.7%	80.0%	3.3%

[4] 研修会前後で自身の理解が深まったと感じるテーマ（複数回答可）

本研修会講義にて理解が深まったと感じるテーマについては、次のとおりの回答結果であり、講義で理解が深まったとの回答が多かった。

講義内容		回答
講義 1	薬剤師をとりまく医療 DX	16.7%
講義 2	新型コロナウイルス感染症拡大防止等に資する薬剤師の役割	30.0%
講義 3	実践！服薬フォローアップ～切れ目のない心不全対策を目指して～	53.3%

[5] 今後一層対応を深めていく必要があるテーマ（複数回答可）

本研修会で行った中で、今後一層対応を深めていく必要があるテーマについては、次のとおりの回答結果であり、深めていく必要があるとの回答が多かった。

講義内容		回答
講義 1	薬剤師をとりまく医療 DX	60.0%
講義 2	新型コロナウイルス感染症拡大防止等に資する薬剤師の役割	6.7%
講義 3	実践！服薬フォローアップ～切れ目のない心不全対策を目指して～	33.3%

[6] 今後の研修会で希望するテーマ

今後、本研修会を実施するにあたり希望するテーマについては、次のようなテーマが挙げられた。

- ・ 抗がん剤
- ・ トレーシングレポートの運用の実際について
- ・ 在宅や施設患者への薬局薬剤師の介入
- ・ 年単位等で疾患テーマを決め、様々な症例検討を踏まえ全体の知識の底上げ
- ・ 薬剤師がどのように地域にでていきどのような活動をしているか、薬局薬剤師同士の連携事例、病院－薬局の連携事例
- ・ 健康増進
- ・ 癌患者のフォローアップ（抗がん剤、麻薬等も含め）
- ・ 他地域の状況
- ・ 薬薬連携の始め方
- ・ 終末期患者に対する連携
- ・ 災害時の薬剤師・薬局の地域との関わりや求められる役割、在宅医療について

■ 総評

研修会後に Web 形式でのアンケートを実施したが、回答率が 18.4%と前回よりも大幅に減少した。

回答内容を分析すると、本研修会の各セクションに設定された「ねらい」は概ね達成「できた」「ある程度達成できた」との回答がほとんどであり、本研修会の目的は達成できたと考えら

れる。

来年度以降に指導者研修会を実施する場合には、研修内容として検討する必要がある。

また、前年度と異なり、研修会当日もネットワーク環境に関する問い合わせは無く、近年の新型コロナウイルス感染症拡大の影響によりオンライン形式での研修会などを各地で実施していることから、受講者も難なく参加が可能であった。

IV 都道府県等における研修の実施体制・実施状況及びその効果

本事業においては、薬剤師が対人業務においてその専門性等を発揮し、かかりつけ薬剤師としての役割を果たすべく、薬剤師が学ぶべき事項、身につけるべき資質について検討し、薬剤師会等の関係団体・学会等が提供する研修の共通の指標として活用できるよう、「薬剤師のかかりつけ機能強化のための研修シラバス」を作成、適宜改訂を重ねている。

研修シラバスを活用して都道府県薬剤師会等が提供する研修をさらに充実したものとできるよう、地域における研修の企画実行を担う指導的立場の者の資質向上や研修方略の習得、また地域における研修において到達目標とする知識・技能レベルの共有を目的として、指導者研修会（次世代薬剤師指導者研修会）を毎年度開催している。

また、研修シラバス及び指導者研修会を踏まえた都道府県薬剤師会における研修の計画・実施に際しては、単に指導者研修会の内容の伝達に留まることなく、研修シラバスを活用しながら地域のリソース（人材等）を活用することにより、地域医療の実践、質の向上に繋がる研修を計画・実施することとしている。

こうした事業の構想・展開方法の効果を確認するべく、本年度においては3つの都道府県薬剤師会において、当該薬剤師会の事業計画に見合った形での研修の実施状況について、当該薬剤師会の研修の実施状況や研修による成果などの具体的な取組を把握し、事業の効果について検討を行った。

【事例1：北海道薬剤師会】

北海道薬剤師会では、日本薬剤師会が行う次世代薬剤師指導者研修会の受講者が中心となり、次世代薬剤師指導者研修会の内容を踏襲して、北海道版・次世代薬剤師指導者研修会を企画・実施している（平成30年度、令和元年度、令和2年度、令和3年度）。北海道版研修会には北海道薬剤師会の18支部から、地域薬剤師会等の推薦を受けた者が参加することとしており、地域における研修の企画・開催につなげることを目標としている。

また、北海道薬剤師会においては、研修の効果について、研修前後の受講者アンケートに加え、研修6か月後のアンケートを行うことにより研修効果を評価している。

北海道薬剤師会における研修の実施状況及び内容、アンケートにより把握された研修プログラムの効果評価については、北海道薬剤師会の事業報告書（巻末資料3-1）のとおり。

【事例2：滋賀県薬剤師会】

滋賀県薬剤師会では、日本薬剤師会が行う次世代薬剤師指導者研修会の受講者と会の事業運営を担う役員が一体となり、研修シラバス33項目に係る研修を2025年までに実施できるように計画的にスケジュールし、実施している。また、各研修には日本薬剤師会が策定した「薬剤師に求められるプロフェッショナルスタンダード」の到達目標を紐づけ、日本薬剤師会が運営する生涯学習支援システム「JPALS」を活用した生涯学習につなげる取組も行っている。また、指導者研修会の受講者が会の研修計画、事業運営に携わることで、日本薬剤師会が事業を

通じて目標としている「次世代の指導的立場の者の育成」が進んでいることも報告されている。

滋賀県薬剤師会における研修の実施状況、事業を踏まえた研修の充実や、研修を踏まえた事業の充実等の事業効果については、滋賀県薬剤師会の事業報告書（巻末資料3－2）のとおり。

【事例3：熊本県薬剤師会】

熊本県薬剤師会では、自県で行っている研修内容を研修シラバスの項目に沿って調査分析を行い、問題点や課題を把握した上で研修計画を策定、研修を実施している。また、支部が研修を計画する際にシラバス項目を幅広く選択できるよう、シラバスの各項目について知識・技量のある薬剤師や有識者を募り、講師として登録・支部の研修会に派遣する「講師バンク」を設立した。

研修実態の分析を踏まえた計画と講師バンクにより、研修項目の偏りが少なくなり、県内ですべての項目についての研修を実施できていることが報告されている。研修のほか、研修内容と関連した会報誌記事の充実も図られている。

熊本県薬剤師会における研修計画の策定や研修内容の充実に係る取組とそれら取組を踏まえた効果については、熊本県薬剤師会の事業報告書（巻末資料3－3）のとおり。

3道県薬剤師会の取組から、研修シラバスで明確化された学ぶべき事項・内容を踏まえ、地域の実情に応じた研修計画が策定・実行され、研修内容・機会の充実が図られていること、薬剤師に対する研修効果が上がっていることが確認された。

今回報告を受けた北海道、滋賀県、熊本県薬剤師会以外の薬剤師会においても、同様の取組がなされていることも把握されており（令和2年度報告書参照）、今後、このような取組が多くの都道府県薬剤師会で進められることによって、研修内容・機会の充実が図られるよう、都道府県薬剤師会と連携・協働し、薬剤師への研修に取り組んでいきたい。

V 都道府県薬剤師会における研修の状況

昨年度に引き続き、本会が平成 29 年度から本年度までに実施した指導者研修会の研修テーマに関する都道府県薬剤師会の研修の実施状況（予定含む）について確認を行った。

各年の指導者研修会のテーマは、厚生労働省実施要領に沿いつつ、薬剤師の専門性の向上（より質の高い薬学的管理・指導）、社会の変化や新たなニーズを踏まえた分野への対応、地域に必要な医薬品提供体制の整備等の観点から設定している。

研修の実施状況

以下、テーマごとに、各年度の指導者研修会プログラムの概要とあわせて都道府県薬剤師会における実施状況を示す。また、本年度の指導者研修会でテーマとした 3 テーマについては、今後の展開に向けて、過年のテーマと同様にプログラムの概要を示す。

都道府県薬剤師会から研修の実施状況の報告を受けるにあたっては、本会が実施した指導者研修会の内容を踏まえて実施された研修に限らず、都道府県薬剤師会が独自に計画・実施する研修も含め、当該分野に係る研修の実施状況として回答を得ている。

研修は地域の課題や実情に応じた内容や目標（地域における体制整備等も含む）にて実施されることが基本であり、全ての研修会が同じプログラムで実施されているということではないが、指導者研修会や研修シラバスは各都道府県薬剤師会の研修計画を支援するものとして有効に活用いただけるよう、今後も内容の充実を図っていきたい。

各県の実施状況は巻末資料 4 のとおり。

(1) 災害時における医療提供体制と薬剤師の役割・活動

指導者研修会開催年度：平成 29 年度

指導者研修会プログラム

- ・我が国の災害医療体制（講義）
- ・災害時における活動原則（講義）
- ・薬剤師の支援活動（講義）
- ・薬剤師班の立ち上げから活動の流れ（講義）
- ・災害時における薬剤師の役割・業務（ワークショップ）

当該分野については、40 の都道府県薬剤師会で研修会が実施されていた（昨年度調べ：33 都道府県薬剤師会）。また毎年開催など、今後も含めて継続的に研修を計画していることが報告されたケースも多かった。近年は地震のみならず台風や豪雨などさまざまな災害が発生しており、地域の実情に応じた研修が実施されることが望まれる。

(2) 病院や地域におけるチーム医療に必要とされる医療薬学的知識・技術（臨床検査値を活用した薬学的管理、ポリファーマシー対策）

指導者研修会開催年度：平成 29 年度

指導者研修会プログラム

- ・患者の状態に応じた薬物療法の適正化、重複投与・多剤投与（ポリファーマシー等）への対応のための最新の医療薬学的知識（講義）
検査値・臨床薬理・薬物動態学的手法などについて
- ・医療薬学的知識を背景に実施する重複投薬・多剤投与回避・改善のための手法とその実際（ワークショップ）

当該分野については、44 の都道府県薬剤師会で研修会が実施されていた（昨年度調べ：39 都道府県薬剤師会）。より充実が求められる対人業務の基盤となる医療薬学的知識の充実と、医療薬学的知識を背景として重複投薬・多剤投与（ポリファーマシー等）回避のための手法を学ぶプログラムであり、こうした研修がより多くの薬剤師に継続的に提供されることが望まれる。

(3) AMR（薬剤耐性）対策

指導者研修会開催年度：平成 30 年度

指導者研修会プログラム

ねらい：

- ・AMR（薬剤耐性）対策における薬剤師の役割を理解する。

《プログラム》

- ・AMR 対策の必要性とその背景（講義）
- ・薬剤師による AMR 対策（講義）

当該分野については、26 の都道府県薬剤師会で実施されていた（昨年度調べ：19 都道府県薬剤師会）。指導者研修会開催当時、AMR 対策は喫緊の政策課題としても重要視されており、まさに薬剤師が積極的に取り組むべき課題であることから、広く薬剤師に課題意識を広げ取組を促すため、指導者研修会のテーマとして取り上げたものである。薬剤師が日常業務を通じて抗菌薬の適正使用により貢献できるよう、国際的な動向等も含めて知識や理解を深めていく必要がある。今後の研修を具体的に計画している都道府県薬剤師会が比較的少なかったが、共通教材の開発なども含めて研修機会のさらなる増加が望まれる。

(4) 薬学的視点による疾病管理と患者アプローチ（EBM 等）

指導者研修会開催年度：平成 30 年度

指導者研修会プログラム

ねらい：

- ・根拠に裏打ちされた薬剤師業務を目指し、EBM を用いた薬学的視点の構築について一般的な手法を理解する。
- ・薬学的視点による疾病管理と患者アプローチの基礎となる考え方を理解し、患者に説明できる。
- ・薬物治療の最適化のために患者や他職種に対し相談・提案できる。

《プログラム》

- ・医薬品情報の活用と EBM（講義）
- ・薬学的管理の手法と患者アプローチ（講義）
- ・薬学的視点による患者対応・処方提案の実践（ワークショップ）

当該分野については、30 の都道府県薬剤師会で実施されていた（昨年度調べ：20 都道府県薬剤師会）。このテーマも（2）と同様、対人業務の基盤となる今後より一層充実すべき研修テーマであり、また地域特性の影響を受けない内容でもあることから、今後より多くの薬剤師に研修機会が提供できるよう、たとえば講義は共通教材を用いるなど研修実施手法の工夫が期待される。

(5) エビデンス化の手法（研究計画の立案、計画書の作成）

指導者研修会開催年度：平成 30 年度

指導者研修会プログラム

ねらい：

- ・過去の事例をもとにエビデンス化の重要性を理解する。
- ・薬剤師業務と臨床研究との関連を理解する。
- ・エビデンス化に向けて研究計画を作成する手法を理解する。
- ・各地域での薬剤師業務のエビデンス化に向けた研究計画を立案できる。

《プログラム》

- ・臨床疫学研究の進め方（講義）
- ・都道府県薬剤師会事業の論文化への取り組み（講義）
- ・研究事例（事例：薬局薬剤師による介入研究の取り組み）（講義）
- ・研究計画書作成と倫理審査、研究を開始するにあたっての心構え（講義）
- ・研究計画の作成（グループワーク）

当該分野については、27 の都道府県薬剤師会で実施されていた（昨年度調べ：20 都道府県薬剤師会）。臨床薬学や社会薬学に係るエビデンスの蓄積は、薬剤師業務の有用性に係るエビデンスという観点からも望まれているものであるが、薬局や医療機関といった現場には臨床という研究シーズがあり、薬剤師が研究マインドを持って業務にあたることでより一層の医療の質の向上、薬学の発展に寄与するものである。

また、この取組の後に薬剤師会が関与して行われた調査・研究等があるか照会したところ、20 の都道府県薬剤師会から報告が寄せられた。研究倫理や調査研究手法に関する研修会が調査・研究につながり、学会や学術集会等での発表や論文化といった学術活動がさらに活性化することが期待される。

(6) 薬剤師が伝える性と避妊

指導者研修会開催年度：令和元年度

指導者研修会プログラム

ねらい：

- ・性と避妊に関連する医学薬学的な事項及び適切な避妊法等について理解する。
- ・性と避妊に関連して薬剤師に求められる関わり方、患者の心理状況に応じた対応を理解する。

《プログラム》

- ・緊急避妊、避妊法（講義）
- ・薬局薬剤師による緊急避妊、避妊への対応（講義）

（参考）オンライン診療に伴う緊急避妊薬の調剤に関する研修会プログラム（所定の研修教材を用いて、都道府県産婦人科医の協力を得て実施することとされている）

- ・オンライン診療に基づき緊急避妊薬を調剤する薬局での対応、調剤等について
- ・月経、月経異常、ホルモン調整機序その他女性の性に関する事項
- ・避妊に関する事項、緊急避妊薬に関する事項

令和元年7月に「オンライン診療の適切な実施に関する指針」が一部改訂され、オンライン診療の初診対面診療の例外として、産婦人科医又は厚生労働省が指定する研修を受講した医師が初診からオンライン診療を行うことは許容され得るとされた。その際、「受診した女性は薬局において研修を受けた薬剤師による調剤を受け（略）」とされたことから、今後の全国における研修の展開も見据えて指導者研修会のテーマとしたものである。

当該分野については、「オンライン診療の適切な実施に関する指針」を踏まえた緊急避妊に係る診療の提供体制整備に関する薬剤師の研修について（令和2年1月17日付け薬生総発0117第4号）」に基づき各都道府県薬剤師会において実施されており、令和元年度以降、全都道府県薬剤師会が研修を実施している。予期せぬ妊娠を防ぎたい女性が緊急避妊薬にアクセスでき、薬剤師からの適切な説明が行える体制整備のため、引き続き研修機会を充実し、研修を受けた薬剤師が従事する薬局の増加が望まれる。

（7）患者情報の継続的な把握と薬学的知見に基づく指導

指導者研修会開催年度：令和元年度

指導者研修会プログラム

1）総論

ねらい：

- ・薬機法改正の観点を踏まえ、調剤の概念と継続的な薬学管理について理解する。

《プログラム》

- ・継続的薬学管理（調剤指針を踏まえた解説）（講義）

2）継続的薬学管理の実践①題材：生活習慣病

ねらい：

- ・継続的な薬学管理の考え方と生活習慣病治療を行う際の情報把握・指導について理解する。
- ・高血圧の治療を行う患者への対応を理解する。
- ・糖尿病の予防・栄養指導と薬物治療の概要、継続的な薬学管理について理解する。

《プログラム》

- ・継続的薬学管理に必要な視点、能力（高血圧症、糖尿病を題材）（講義）
- ・継続的薬学管理の実践（糖尿病患者を題材に）（ワークショップ）

3) 継続的薬学管理の実践②題材：がん

ねらい：

- ・がんの薬物療法の基本を理解する。シラバスⅢ章の展開例を理解する。
- ・病院薬剤師・薬局薬剤師それぞれが求める薬薬連携と実例を知り、具体的な展開をイメージする。
- ・大腸がんの症例を基に薬学的アプローチを学び、薬薬連携をふまえた薬剤師のかかわりについて理解する。

《プログラム》

- ・抗がん剤の基礎知識（講義）
- ・臨床検査値からわかることとその活用方法（講義）
- ・薬局における副作用マネジメント（講義）
- ・薬薬連携（病院薬剤師、薬局薬剤師それぞれの立場から）（講義）
- ・継続的薬学管理の実践（がん薬物療法を題材に）（ワークショップ）

当該分野については、33の都道府県薬剤師会で実施されていた（昨年度調べ：24都道府県薬剤師会）。令和元年の薬機法改正により法令上明確化された薬剤師の継続的な薬学管理について、改めてその概念を理解し実践する能力を身につけるプログラムであり、多くの都道府県薬剤師会で研修会が実施されている。

指導者研修会プログラムの検討にあたっては、生活習慣病については日本くすりと糖尿病学会、がんについては日本臨床腫瘍薬学会の協力を得ており、都道府県薬剤師会における研修に際してもこうした学会関係者の協力を得ることは有益であり、地域レベルでの連携が進み、研修の充実が図られることが望まれる。

(8) 成育医療と薬剤師

指導者研修会開催年度：令和2年度

指導者研修会プログラム

ねらい：

- ・成育基本法の成立をふまえ、小児医療、成育医療の基本を知り、それらの医療における薬剤師の役割を理解する。

《プログラム》

- ・成育基本法（講義）
- ・小児医療に関わる薬剤師の現状と課題、薬剤師の役割（講義）

当該分野については、26の都道府県薬剤師会で実施されていた（昨年度調べ：7都道府県薬剤師会）。また本年度においては、厚生労働省「令和3年度成育医療分野における薬物療法等に係る連携体制構築推進事業」が実施されており、小児の薬物療法に係る専門性の高い薬剤師

の育成及び小児の医療機関等と薬局との連携体制構築に向けた取組を通して医療的ケアを必要とする小児患者等を支える地域の医療提供体制の確保につながることを目的としたモデル事業が全国 10 都県薬剤師会で実施されている（埼玉、千葉、東京、福井、愛知、広島、愛媛、長崎、熊本、沖縄）。

本会では、各都県薬剤師会の具体的な事業内容を報告会等で全国に共有するなどの取組を計画しており、各都道府県や地域において当該分野に係る研修機会が充実し、小児医療分野における医療機関と薬局の連携体制や、地域の協議会等への薬剤師会の参加など、地域の体制整備が進んでいくよう支援していく。

(9) セルフメディケーションと薬剤師

指導者研修会開催年度：令和 2 年度

指導者研修会プログラム

ねらい：

- ・改正薬機法における薬局の定義の変化を踏まえ、市販薬セルフメディケーションに薬剤師がどうか変わるべきか学び、他職種との連携におけるセルフメディケーションの位置づけを理解する。

《プログラム》

- ・セルフメディケーションにおける薬剤師の役割（講義）

（参考）日本薬剤師会健康サポート薬局研修研修会プログラム（研修会 B）

- ・一般用医薬品等を取り巻く現状（講義）
- ・薬局利用者の状態把握と販売時と販売後の対応（講義と演習）
- ・薬剤師の臨床判断～需要者からの情報収集と症候学的な思考プロセス～
- ・適切な医薬品選択と提案のための情報収集とその考え方
- ・添付文書の伝え方～安全で有効な使用のために～
- ・販売時と販売後の対応

患者が使用する医薬品の一元的・継続的管理の観点、また薬学的判断に基づくセルフメディケーション支援の充実の観点から、薬剤師がセルフメディケーションにどのように関わっていくべきかについて改めて発信し全国の薬剤師に広げていくため、指導者研修会のテーマとしたものである。

指導者研修会の内容は、日本薬剤師会が実施する健康サポート薬局研修の研修会 B のプログラムに反映（令和 3 年 7 月）し、健康サポート薬局研修として各都道府県薬剤師会において研修会が実施されている。新しいプログラム指導者研修会の内容を踏まえた新しいプログラムによる研修会 B、令和 3 年 7 月以降、全国で 44 回実施されている（令和 3 年 3 月末まで報告分）。

(10) 医療機関と薬局の連携について

指導者研修会開催年度：令和 2 年度

指導者研修会プログラム

ねらい：

- ・服薬状況の一元的・継続的把握を見据えた薬薬連携の在り方を考える。
- ・かかりつけ薬剤師として患者が入院、退院、在宅と療養のステージを変えていく中でのかかわり方を検討する。
- ・病院薬剤師、薬局薬剤師それぞれの立場で持ちうる情報、共有すべき情報を理解し、患者の薬物療法を適切に行うための共有方法を検討する。
- ・それぞれの地域での薬薬連携の現状と課題を把握した上で、今後の進展を検討する。
- ・地域社会から求められる薬剤師の業務を踏まえたうえで薬薬連携のあるべき姿を検討する。

《プログラム》

- ・医療機関と薬局の連携について（病院薬剤師の立場から）（講義）
- ・医療機関と薬局の連携について（薬局薬剤師の立場から）（講義）
- ・薬局薬剤師と病院薬剤師の情報連携の実践に向けて（グループワーク）
（連携の現状、連携のゴール、連携のゴールを実現するための障害となっていること、課題解決に必要なこと）

当該分野については、37の都道府県薬剤師会で実施されていた（昨年度調べ：16都道府県薬剤師会）。薬薬連携を通じたシームレスな薬物療法の提供に向けた研修テーマは、平成29年度より一貫して取り組んできた課題であり、都道府県薬剤師会においてはそれぞれの実情に応じた薬薬連携推進のための取組が計画され、研修会や地域の体制整備、連携ツールの作成等が進んでいる。

都道府県薬剤師会からは薬薬連携の実践に向けた取組計画の実行状況が報告されており、これら情報は都道府県薬剤師会にフィードバックすることとしている。

(11) 薬剤師をとりまく医療 DX

指導者研修会開催年度：令和3年度

指導者研修会プログラム

ねらい：

- ・対人業務の充実、継続的な薬学管理に資する医療DXについて、薬剤師をとりまく環境がどのように変わって行っているのか、最新の情報を理解し、今後の各県での対応に向けた検討材料を学ぶ。

《プログラム》

- ・薬剤師をとりまく医療DX（講義）

本報告書Ⅱに記載したとおり、本会は厚生労働省「令和3年度薬剤師の資質向上に向けた研修に係る調査・検討事業（ICTを活用した業務等に係る薬剤師の資質向上）」の実施法人として、ICT技術を活用した薬剤師業務の充実のための研修プログラムの検討を行い、「研修項目」「学ぶべき事項」「達成目標」を示すとともに、プログラムに沿った研修資材（e-ラーニングコンテンツ）を作成した。

指導者研修会は、これら研修資材の全国的な活用を見据えて、プログラムを要約した内容で

実施したものである。研修資材を活用して全国において研修が実施されるよう、都道府県薬剤師会との連携を図っていく。

(12) 新型コロナウイルス感染症拡大防止等に資する薬剤師の役割

指導者研修会開催年度：令和3年度

指導者研修会プログラム

ねらい：

- ・新型コロナウイルス感染拡大防止等に資するよう、これまでの薬剤師の取り組みを振り返り、社会のニーズに応えるために今後の取り組み、あるべき方向性を理解する。
- ・第8次医療計画に新興感染症が追加され、5疾病6事業となることを踏まえ、地域の医薬品提供体制・医療提供体制における薬剤師や役割や業務を理解できる。

《プログラム》

- ・新型コロナウイルス感染症拡大防止等に資する薬剤師の役割（講義）

本報告書Ⅱに記載したとおり、本年度において感染対策に係る研修シラバスの内容を改訂した。指導者研修会はその内容を踏まえ、新型コロナウイルス感染症への対応を中心に、感染症拡大防止のために薬剤師が有すべき公衆衛生関連の知識や、感染症下における医療、ワクチン、検査等において薬剤師が担う役割や業務を理解するためのプログラムとした。

各都道府県薬剤師会においては、新型コロナウイルス感染症への対応としての様々な説明会や研修会（地域住民のワクチンに係る情報提供や相談対応、地域のワクチン接種体制構築への対応、新たに承認された経口薬を含め地域医療体制・医薬品提供体制への対応、薬局における検査キットの取扱い、都道府県が行う検査事業への対応等）が実施されている。今般の経験を踏まえて、新興感染症に対する薬局や薬剤師の役割・業務を理解し、必要な場合に適切に対応できるべく、各都道府県において研修シラバスや本年度指導者研修会プログラムを参考として研修会が開催されるよう、都道府県薬剤師会との連携を図っていく。

(13) 医療機関と薬局の切れ目のない服薬フォローアップ

指導者研修会開催年度：令和3年度

指導者研修会プログラム

ねらい：

- ・各地域での連携体制整備を目的に、各都道府県における医療計画の概要を理解し、「脳卒中・循環器病対策基本法」「循環器病対策推進基本計画」の中での薬剤師の役割を考える。
- ・心不全を題材に、脳卒中・循環器病対策における生活習慣病の管理の重要性を学び、これに薬剤師がかかわる必要性を理解する。
- ・心不全の治療・リハビリテーションの過程において、医療機関と薬局の薬剤師が連携して処方内容の照会や処方された薬剤の効果・副作用発現状況の把握を効果的に行うための取組について学ぶ。

《プログラム》

- ・心不全対策の服薬フォローアップ（講義）
- ・情報連携の実践に向けて（グループ討議）
- ・各地域の連携に向けて（グループ討議）

(7)、(10) の研修プログラムを踏まえて、心不全を題材に、循環器分野における薬薬連携を基盤とした患者の継続的フォローアップの実践に向けた研修プログラムとして実施した。

薬剤師の専門性を高め、より質の高い薬学的管理・指導が行えるよう、また特に、都道府県の医療計画に定められる、がん、脳卒中、心筋梗塞等の心血管疾患、糖尿病及び精神疾患の5疾病については、薬薬連携を基盤とした上での医療機関と薬局の連携が構築できるよう、各都道府県において研修シラバスや本年度指導者研修会プログラムを参考として研修会が開催されるよう、都道府県薬剤師会との連携を図っていく。

VI これまでの研修事業を踏まえた今後の取組方策

本会が都道府県薬剤師会と連携して平成 29 年度より取り組んできた以下の①～④及び、新型コロナウイルス感染症が都道府県薬剤師会の研修計画に与えた影響にも鑑み、本事業の成果と課題、今後の展開について検討した。

- ① 薬剤師が学ぶべき事項、身につけるべき資質を踏まえた研修の指標としての「薬剤師のかかりつけ機能強化のための研修シラバス」の作成
- ② 研修シラバスを活用した研修会の内容を包含するとともに都道府県薬剤師会の指導的立場を担う若い世代の育成の観点も含めた指導者研修会
- ③ ①②を踏まえた都道府県薬剤師会の研修の推進（都道府県薬剤師会における研修実施状況の確認を含む）
- ④ ①②を踏まえた都道府県薬剤師会における取組とその効果検証（令和 3 年度に 3 道県薬剤師会で実施）

(1) 各都道府県における研修計画のさらなる充実（好事例の活用）

- 本年度は本事業の構想・展開方法の効果を確認するべく、北海道・滋賀県・熊本県 3 つの薬剤師会において、研修の実施状況や成果の具体的な取組の把握を行った（「IV.」及び巻末資料 3 参照）。
- 北海道薬剤師会においては、北海道薬剤師会の 18 支部から地域薬剤師会等の推薦を受けた者が参加する「北海道版・次世代薬剤師指導者研修会研修会」を実施し地域における研修の企画・開催につなげる取り組みを複数年にわたり継続している。また研修前後の受講者アンケートに加え、研修 6 か月後のアンケートを行うことにより研修効果を評価しその後の薬剤師会活動に反映されている。
- 滋賀県薬剤師会では、研修シラバス 33 項目に係る研修を 2025 年までに実施できるように計画的にスケジュールして研修を実施している。また各研修には日本薬剤師会が策定した「薬剤師に求められるプロフェッショナルスタンダード」の到達目標を紐づけ、日本薬剤師会が運営する生涯学習支援システム「JPALS」を活用した生涯学習につなげる取組がなされている。
- 熊本県薬剤師会では、自県の研修内容を研修シラバスの項目に沿って調査分析し、研修領域の偏り等の課題を把握した上で研修計画を策定・研修を実施し、複数年の取り組みにより研修領域の偏りが改善され幅広い研修が実施されている。また支部が研修を計画する際にシラバス項目を幅広く選択できるよう、シラバスの各項目について知識・技量のある薬剤師や有識者を支部の研修会に派遣する「講師バンク」を設立し支部における研修の充実が図られている。

る。

- 上記3道県以外の都道府県薬剤師会においてもそれぞれに有益な取り組みが行われているとの報告もある（令和2年度報告書参照）。
- 本年度事業において成果検証を行った上記事例も参考としていただき、各都道府県薬剤師会の研修計画が充実されるよう、今後も都道府県薬剤師会との連携・協働を図っていきたい。

(2) 多様な研修提供方法の活用

- 昨年度から今年度にかけて、新型コロナウイルス感染症の影響により従来の対面・集合型の研修会の開催が困難になり、研修の実施方法を Web 方式に変更したほか、新型コロナウイルス感染症への対応のための説明会や研修会（地域住民のワクチンに係る情報提供や相談対応、地域のワクチン接種体制構築への対応、新たに承認された経口薬を含め地域医療体制・医薬品提供体制への対応、薬局における検査キットの取扱い、都道府県が行う検査事業への対応等）を優先して計画・実施したこと等により、都道府県薬剤師会の研修計画に影響があったことは否めない。
- 各都道府県薬剤師会において Web 方式の研修会への切り替えが進んでいるが、指導者研修会に係る受講者や都道府県薬剤師会の意見からも、対面・集合型の研修のほうがグループワークや意見交換が行いやすく研修効果が高い、地域の顔の見える関係性の構築につながりやすいとの声が多い。
- 一方で、Web 方式の研修会であれば、移動時間の影響を受けずに参加できること、職場や家庭を離れられない場合でも参加しやすいこと、参加人数も集合型より増やしやすい傾向にあること、さらにオンデマンド型であれば時間の影響も受けないこと、多数の者に均質の研修を提供できること等、Web 方式や e-ラーニングによるメリットも多くある。
- 今後の研修展開に当たっては、研修の内容や目的により、e-ラーニング等を活用しつつ、対面・集合型のメリットを適切に組み合わせた研修の提供体制を検討すべきと考えられる。
- たとえば、薬剤師の本質的な能力である薬学的管理についての研修などは、地域性によって変わりがあるものではないため、知識習得型の内容については共通的な教材（e-ラーニングによる提供なども含む）を活用し、全国で均質な研修が受講できる体制を整備するなどが考えられる。なおその教材・内容については、講師のみに依存することのないよう、研修シラバスなど、学ぶべき事項や到達目標を整理した上で作成されることが重要である。
- その上で、実践的な能力を身につけるための資材（例えばケーススタディや症例検討のツール等）を作成・公開し、地域で技能習得型の研修が実施できるような仕組みを作っていくこ

とが、薬剤師の資質向上のために有効な方策と考える。

(3) 研修の全国的な実施体制の検討・構築

- 研修シラバスの基本的な考え方として、地域医療の担い手が自ら地域の実態に応じて研修を計画・実施すること、薬剤師自身の視点で疾病特性に基づく薬学的管理・指導の方法を探る学修を自ら進めていくことを重視しており、そのための指標として研修シラバスを作成している。地域における研修は、地域における課題への対応や、地域の医薬品提供体制の整備など、地域的な課題と基本的に連動しており、地域医療の担い手である薬剤師への研修については都道府県薬剤師会、地域薬剤師会が各々の活動方針や事業計画を踏まえて企画・実施することに大きな意義がある。
- その一方で、近年の薬剤師を取り巻く状況の急速な変化に伴い、薬剤師に求められる役割や資質、習得すべき知識や技能の拡充が求められている。また新型コロナウイルス感染症への対応等、薬剤師会が行うべき事業も増加しており、都道府県薬剤師会等によっては、研修の企画・運営のためのリソースが不足しているとの声も仄聞するところである。
- 大きな時代の変化の中、薬局・薬剤師が対応すべき課題も多くある現状において、その課題に対応するためにも、もとより薬剤師の生涯研鑽、資質向上のために、都道府県薬剤師会等が円滑に研修を提供できるよう、また、時機をとらえた質の高い研修が全国的に提供されるよう、日本薬剤師会と都道府県薬剤師会等が連携し、薬剤師への研修の提供体制を構築していく必要がある。
- 共通的な教材の作成と提供（e-ラーニング含む）、それを活用した都道府県薬剤師会における実践的な能力向上につながる研修の展開、また都道府県薬剤師会において地域事情や課題に応じた内容・目標で実施される研修等により、薬剤師に求められる研修プログラムの全国的な展開と、地域課題の解決、地域の医薬品提供体制の整備の両面が促進される。

(4) 生涯学習のさらなる推進

- 個々の薬剤師には、研修した内容を定着させ、体系的に学習を進めていくため、日本薬剤師会の生涯学習支援システム「JPALS」の活用をより一層求めたい。
- JPALS は、国際薬剤師・薬学連合（FIP）が提唱する「継続的な専門能力開発 Continuing Professional Development（CPD）」が実践できるよう設計されている。研修実施者が研修を企画する際に「薬剤師に求められるプロフェッショナルスタンダード（PS）」を紐づけ明示、薬剤師は学習した内容を JPALS の実践記録（ポートフォリオ）に記録し、その他の学習（自己学習など）の進捗も含め達成度を確認しながら自らに不足する研修の受講を進める、というサイクルにより、より確実に研鑽を積んでいけるものと考えられる。

- 研修の充実、生涯学習の推進、また関係団体・学会等による研修や認定制度等がそれぞれに有効に機能し、薬剤師の資質向上を図っていくことが肝要である。
- 薬剤師は、社会の変化や薬物療法の高度化等に応じて継続して研鑽を積むことが重要であり、研修主催者は様々な課題や情報を踏まえて、研修の実施体制を検討していく必要がある。

(5) 薬剤師の資質向上と地域の医薬品提供体制の構築

- 都道府県薬剤師会・地域薬剤師会においては、研修の提供とあわせて、薬剤師が身につけた能力を地域の医療の質の向上に資するべく、他職種や他施設、様々な行政の部門（医療や介護にとどまらず、保健、福祉等も含む）との連携体制の構築など、医療提供体制、医薬品提供体制の整備に係る取組を行っていくことが肝要である。
- 本会としては、地域での研修を展開するにあたっての研修方略や到達目標とする技能レベルの共有、都道府県薬剤師会が他職種・他機関との連携構築等を進めるにあたっての方針の共有や最新の情報提供、さらに、地域の先進的な事例の共有等のため、都道府県薬剤師会の執行部との連携を密にすることが重要である。
- 本会と都道府県薬剤師会・地域薬剤師会がそれぞれの役割を果たし、研修と地域の体制整備の両方を充実することにより、薬剤師の専門性を活かしたより質の高い薬物療法が患者に提供できる。

おわりに

- 本事業を通じて、薬剤師の資質向上と、薬剤師・薬局が地域医療においてその能力と機能を発揮することができる体制整備が進み、薬局ビジョンの実現に向け、薬剤師の対人業務の充実、かかりつけ機能の強化等が図られてきた。
- 研修を通じて地域の医療・介護・保健・福祉等の関係者との協働を推進し、「患者のための薬局ビジョン」が目指す、「地域包括ケアシステムの中で、かかりつけ薬局が服薬情報の一元的・継続的な把握や在宅での対応を含む薬学的管理・指導などの機能を果たす、地域で暮らす患者本位の医薬分業の実現」に向け、日本薬剤師会と都道府県薬剤師会が連携し、より一層の取組を進めていく。